

第六十三回
参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和四十五年三月二十四日(火曜日)

午後二時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岡田 清光君
理事 龜井 善彰君
高橋雄之助君
北村 暢君
達田 龍彦君
藤原 房雄君

委員

久次米健太郎君
小枝 一雄君
小林 国司君
鈴木 省吾君
田口長治郎君
任田 新治君
森 八三二君
川村 清一君
中村 波男君
沢田 実君
向井 長年君
河田 賢治君

國務大臣
農林大臣 倉石 忠雄君

農林政務次官 宮崎 正雄君
農林大臣官房長 龜長 友義君
農林省農地局長 中野 和仁君
農林省畜産局長 太田 康二君
食糧庁長官 森本 修君
水産庁長官 大和田啓氣君

事務局側

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員

農林省農政局参事官 岡安 誠君
農林省農地局管理部長 小山 義夫君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(昭和四十五年農林省関係の施策及び予算に關する件)

○委員長(岡田清光君) これより農林水産委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査を議題とし、昭和四十五年農林省関係の施策及び予算に關する件について調査を行ないます。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○任田新治君 大臣が予算委員会に出られておりますので、各局長さんに対して大臣の所信表明を中心として質問をいたしたいと思ひます。

まず、大臣の所信表明に、農政の推進上最も重要なポイント、自立経営農家の育成とそれから兼業を含めた集团的生産組織の育成、この二つを言っておられる。また、広域営農集團の形成も進めていかなければならない、こういうふうに言っておられるのですが、この三つのことが私自身もきわめて重要なことだと思ひわけでありますが、日本農業の地域的な分担というものを考えた場合に、これらをどういうふうに見通しておられるかという問題があります。私は特に北陸農業の地帯におられるとして、特に北陸農業に対しては、大臣がおっしゃって三つの問題については、地域分担の立場から見ても、どうも考えておられるのか、大臣自身ではございませんが、官房長もまた担当それぞれおられますので、どなたからでもけっこうですが御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(龜長友義君) 地域の問題につきましても御承知のように地域分担という考え方がございまして、私もこの作業にいま取りかかっておるような実情でございまして。将来——将来というよりもこれはできるだけ早くやるというところで、私もできれば夏ごろ、あるいは年内には各団体、あるいは県とも協議に入るような作業の進捗を想定して、いま一生懸命やっておりますところでございますが、具体的にそれが出てまいりませんと、たとえば北陸地方についてどういう形を想定するということにつきましては、さしつかえがございます。

「農産物の需要と生産の長期見通し」の中でも述べておりますように、たとえば北陸について考えますと、これは大体中間地帯という地域区分で、私もこの「需給見通し」の際には考えたわけでございまして。その中間地帯という考え方の場合には、たとえば三十年から四十一年の変化を見ますと、作目としてはやはりこれはもちろん米、あるいはその他の関係では果樹、野菜というふうなもの比較的伸びが大きくなつてきています。一方肉用牛とか乳用牛については、それほど伸びてきていない、こういうふうな中間地帯の場合には特化の傾向というものがございまして。将来地域分担が出ました際に、こういう特化の傾向がさらにどういう形で計数的に出てくるかを見まして、広域営農集團なり、あるいは自立農家の育成という方向と結びつけて指導方針をつくりたいと考えております。

○任田新治君 大体わかりましたが、非常にこの問題はむずかしい、しかも、これからの構造政策はどうしても地域分担というものが基本になると思ひますし、地域分担に対して広域営農集團であるとか、いま申し上げた三つの事柄は、どっちをあとに考えるべきか、先に考えるべきかわからないような問題であります。これと密接な関係がありますので、極力早く具体的に各地域の構想をまとめて、そしてその上で、手段としていろいろの生産組織、三つのものが考えられておるわけですが、これをどういうふうに当てはめていけるか、そういうようなことが作業として出てくるのだと思ひます。ぜひとも早く進めていっていただきたいものだと思います。ただ、私は農地の流動化対策、それから、もちろん農地価格、この問題に対して農林省が積極的に取り組んだ方策を講じない限り、なかなかこの見通しは困

難であろうと思ひます。この点について今国会に出ておられますところの四つの法律だけでいいと思つておられるのか、さらにもう少し前進する考え方でおられるのか、この点を伺いたいと思ひます。

○説明員(小山義夫君) 日本の農業の将来を考えましたときに、農業の生産性を高めていく、そのためには目先の対症療法だけではなくて、根本的な原因療法といひますか、體質改善が必要なのではないかと。そのためには何と言つても農地がでるだけ生産性の高い経営によつて利用されるということがあるわけでありまして、そのためには、農地の流動化をはからなければならぬ。現在のような経済的な条件の中では所有権による流動化だけではなかなかむずかしいという点がございまして、あわせて貸し借りによる流動化も含めて、今後一そう農地の流動化対策を進めてまいりたいという考え方のもとに、ただいま衆議院のほうで御審議を願つております農地法の改正案を初めといたしまして、さらに農業者年金制度の創設でありますとか、また法律制度の対策ではございませぬけれども、いろいろ農林省の守備範囲をこえても、広く農業外の雇用の機会の拡大をはかるといったようなことが必要になつてまいるわけでありまして、農地法の改正はそういう意味では条件整備といった意味合いがあるかと思ひますが、広く各般の施策を積極的に講じてまいらなければならぬというふうな考へて、鋭意努力をしておる次第でございます。

またお尋ねの農地価格の問題につきましては、これは農地だけ切り離された価格というわけにはまいりませんので、基本的には国民経済全体の中で解決しなければならぬ問題が多いわけでありまして、農地価格につきましても、いろいろ規模拡大をはかる、あるいは農地の流動化を促進することから考えましたときに、農地価格が安定しておるといふことが絶対必要前提にもなるわけでありまして、そういう意味でいろいろ対策を考えておりますが、特に今後とも

農業として残していく地域につきましては、先般成立を見ました農業振興地域の整備に関する法律によりまして、農用地区域については土地の利用区分を非常にはつきりさせておる。またその利用区分に従つて農地の転用等もそれに従つて扱つていく、きびしく運用していくことになるのであります。一般農地についての農地法の転用許可の扱いとあわせて、農地の投機的な取り引き、資産保有目的の農地保有といったようなことを規制してまいりたいと思ひます。また農地価格の安定にとつてまいりたいと思ひます。なかなか地価問題というのはむずかしいことございまして、関係各省とも十分連絡協議いたしまして、より一そうの効果をあげてまいりたいと思ひます。

○任田新治君 ぜひひとつそういう方向で、一そうの努力をされるようにお願いをしたいと思います。

話が具体的になりますけれども、こまかい話を二、三伺つてみたいと思ひます。

広域営農集団の形成といふことがうたわれておるのですが、これは具体的にその主体となるものをどういうふうにしていくかという考へ方になつておられるか。たとえば単協であるとか、あるいはその単協が幾つか集まつての複合体でいこうとしておられるのか、あるいはまた市町村単位で考へておられるのか、またいままでやつておるいわゆる第一次構造改善事業、あるいは二、三次構造改善事業、そのようなことがいろいろ考へておつたグループ、そのようなことがいろいろ考へておられるのか、この広域営農集団といふものについて、その主体はどこに置くか、大体どういう考へ方でおられるかといふことがあれば伺いたいと思ひます。

それから集団生産組織といふものを広域営農集団のこの二つの名前があがつておりますが、文字のままで見れば私も十分差がわかるのですが、特にこの両者の差といふものはどういうふうな考へておられるか一応伺つておきたいと思ひます。

○説明員(岡安誠君) 農林省で考へております広域営農集団の育成対策は、大体数カ町村といひますか、相当広域なものを対象にして考へております。したがつてその地域に含まれますものは数個の農業振興地域といふことになりまして、その地域内におきまして農産物の生産なり、出荷、流通、加工といふような各種の段階を組織化しようとしておるわけでありまして、具体的な事業はいろいろ考へられますが、従来から行なわれておりましたものを申し上げれば、たとえば米につきましては、総合改善のパイロット事業といふものもございまして、それから四十五年度からは、特に農林省で考へております大規模農道を整備するといふことを根幹といひまして考へております。したがつて、この組織といひますか、この団地の事業を推進してまいりますのは、農協のみならず地域の土地改良区とか農業委員会とかそういう各種の団体や機関がいろいろ協力をいたしましてそれぞれその機能に応じて仕事を分担するといふことにならうかと実は考へておるのでございまして、あとの御質問の集団的生産組織との違いはどうかといふことでございまして、私どもの考へております集団的生産組織と申しますのは、いわば自立経営が可能であるような中核農民を中心とした生産主体と申しますか、それを集団的生産組織といふふうな考へておりますので、この広域営農集団の中におきましては、このような集団的生産組織といひますか、そういうものがそれぞれ生産の面を担当する、それが先ほど申し上げました出荷とか流通段階の各機関と協力をして広域営農としての生産を続けまして、いわばその団地全体といひましては需要に見合つた生産ができるというふうなことを実は考へておるわけでありまして。

○任田新治君 大体わかりましたが、要するに、その事業目的に応じて主体がいろいろな形であられていくと、もちろんその事業目的によつてのことだ、そういうふうな私考へるのですが、この場合に、特にそうとすれば、各県のそれぞれ持つておりますところの構造政策といふものが非常に大事なことで、それによつてその県の果によつていろいろなフォームができて上がつていくだらうと思ひます。国全体として何れも統一的な、各府県それぞれ画一的なものでもなくともいいわけですから、よほど各都道府県当局に対する皆さんの考へ方を徹底させていかなければならぬか、いかんかといふふうな私思ひます。

次に、先ほど幾らか触れましたが、今度出てまいりますところの法律、それれ改正もあれば新規に出るものもありますが、四本あるわけでありまして、これ以外に将来考へるというのか、将来改正する、あるいは新規につくるといふような法律、そういうものの構想がありますか。どうですか。

○説明員(小山義夫君) 農林省全体のことは私ちよつと適格でございませぬので、農地局関係で申し上げますと、やはりいま提案をされております農地法改正のほかに、実は課題として持つておりますのは、土地改良法についていろいろ検討をしなければならぬ点が出てきておるといふこととでございます。

と申しますのは、いろいろ世の中が変わつてきておりまして、幾つか問題点を申し上げますと、一つは、現行の土地改良法は、御承知のようにいろいろな土地改良事業をやりますけれども、その受益者が農地に直接結びついておる、そういう事業についていろいろ規定が設けられております。ことばをかえて申し上げますと、農業の生産の基盤整備といふことであるいろいろな仕組みができておるわけでありまして、これからのいろいろなことを考へますと、農地だけではなくて、広く農村の環境整備——道路とか水路とかあるいは場合によつては住宅の移転等も伴うような広い村づくりをやつていく。もちろん農業の生産基盤の整備を中心としてやつていくわけでございますけれども、現行法のように、直接受益者が農地に結びついていふという制度のものとのそのワタの中だけではなかなか大きな仕事ができないというふうな問題に

ぶつかっておりまして、そういった点で、必ずしも直接農地に結びつかない仕事も総合的にやっ
ていく、環境整備を進めていくというふうな制
度、仕組みが必要になってきているのではないだ
ろうかという点が一つであります。

それから、また水の問題につきましても農業用
水だけではなく、都市用水の需要が非常に出て
きておりますので、上水道あるいは工業用水等も
含めて都市用水と農業用水との調整をはかりな
がら水の必要量を確保していく、そういう事業もあ
るいは必要になってくる。そういうことも考えま
すと、いまの土地改良法は狭過ぎて必ずしも対応
できないといったような問題があるわけござい
ます。そういった点をいろいろ現在検討中でござ
います。なかなかこれは現行土地改良法の基本
に触れますことであるので、そう簡単に結論
が見出せないで苦慮しておる段階でありまして、
ただいまのところ、たとえばこんな骨子のものを
考えておるといふふうなことを申し上げられる段
階に達しておりますけれども、鋭意これから検
討いたしまして、いろいろ広く関係者の方々の知
恵も拝借して慎重に検討してまいるといふふう
に考えております。

○任田新治君 私がお尋ねしましたのに対して、
それ以上に考えていないというふうな話が出た
ら、土地改良法あたりを改正しなければならぬ
じやないかと申し上げたかったんですけれども、
管理部長さんからそういう話がありましたし、ま
たその改正の概略を聞きますと、あまり私の考
え方とは違っておりますので、この点はまあこ
れだけでいいかと思っております。

ただ農村の環境整備の問題ですが、ことしの予
算の中でそのほうがだいたいあらわれてきておる。
この点は非常に私は喜ばしいことだと思つておる。
先年ロンドンのはうへ行きまして、ロンドン市
の側からの問題ではないんですが、ロンドン市内
の工場を極力地方に分散させたいというふうな考
え方からあつたところを考へておつたことがある
わけですが、結局は地方分散を奨励する意味合

から、いわゆる日本ではいへば通産省側というか、
そういうような立場からだろうと思つてますが、と
にかく地方に分散する工場に対して税金の問題、
軽減をする。それからもう一つは、工場移転のた
めの必要な諸経費に対処して、長期低利の貸し付
け金の大きなワケを設けてやっておるといふよう
な事実を知つたのであります。いま前々から工
場誘致、農家の側から工場を誘致しようという
ことが前々から言われておつたし、特に四十五年
度の予算編成にあつたてのことが大きくなつた。
また政府自体も所信表明にその話がうたわれてお
るのですが、ただそういう話だけにしないで、積
極的に通産省と農林省とが話し合つて国全体の過
密対策にもなるし、また農林省が考えておるとこ
ろのいわゆる農家の所得を上げるというふうな
考え方から、そういう点で税金の問題、あるいは
貸し付け金のワケの問題、こうしたことではい
ま何か具体的に考えておられるかどうか、あわせて
お聞きしたいと思つてます。

○政府委員(農林省) いわゆる工場の地方分
散、労働省といふ話を進めてまいりまして、昨
年の二月に各省の間で農村地域工場適地にお
いて工業開発の促進をはかるための特別措置とい
うのを三省で申し合はせました次第でございます。
この趣旨につきましては、本年度予算の段階では
実はまだ実施調査の段階でございまして、調査費
として通産省に一千万円計上されておる段階で
ございまして、構想といたしましては大体この中
にまゝおつて、本年度の実態調査の結果を
待つて具体的に着手をするという考えでござい
ます。

この構想の内容といたしましては農村地域工場
適地というのを定める。これはやはり農業の振興
あるいは通勤可能な形で農業者の所得をふやすと
いう意味も含めまして、農業振興地域に指定され
た市町村、またはこれに隣接する市町村に含まれ
る地域、こういうのを対象にしていこうという考

えであります。同時に通産省では工場立地の調査
等に関する法律というのがございまして、従来こ
の工場立地調査というので、すでにそういう適
地も記載されておりますから、両者を照合しまし
てここに新しく農村地域工業振興計画というのを
つくつて、各省大臣がそれを承認して、この実態
調査を進めるという形にいたしております。
そこで本年度当面の施策としましては、そうい
うものができれば、まずこれは用地取得について
便宜をはかる。さらに地方債の起債ワケを優先的
に考慮する。さらに公営企業金融公庫引き受け分
については利率の引き下げをはかる、こういうよう
な施策を当面の目標にいたしております。さらに
公営企業金融公庫以外の日本開発銀行、北海道東
北開発公庫、中小企業金融公庫等からの設備資金
の融資について特別の配慮をする、こういうた
まえて進んでおります。今後の施策といたしまし
ては実態調査の結果を勘案しまして、さらに以下
に申し上げますような措置をだんだん進めてまい
る。必要があれば今後特別立法もやりたいといふ
な申し合はせもしております。具体的には、たと
えば道路、港湾等の建設についての国の負担割合
を引き上げる。それから立地企業に対する税法上
の優遇措置を講ずる。工業団地先行造成のための
地方債に対する利子補給及び造成の方式について
検討する。こういうふうな方針がすでに私どもの
間でできておるわけでございます。具体的になり
ますと、これは明年度以降の予算なり、あるいは
立法措置ということになりまして、方向といたし
ましてはもうすでに三省で申し合はせを得ており
まして、閣議にも御報告をいたして、総合農政の
一環として強力にこれを進めるといふことに相
なつておる次第でございます。

○任田新治君 だいたいこまかく突つ込んでおられ
ますので、私も安心しましたが、極力ひとつ事に
農林省だけでものを考えるというのではなくて、
通産とあわせて国全体で農業に取組んでいただ
きたいものだと思います。
いま、私は農村生活の環境の整備ということ

ちよつと申しましたが、ことしの四十五年度の予
算編成で私は何と云つても環境整備というものを
大きく打ち出して、ある程度その具体策について
予算の上でも措置ができたといふことは非常によ
かつたといふふうに思つてます。フランスではたし
か人口二十万人以下の村では、その村の実際の行政
指導は日本の農林省にあたる行政機関が一括や
っておりますが、まあそういうような点から見ても
はり日本の農村といふものはどうしても農林省が
責任を持つて農村の生活環境の整備をやらなけれ
ばならぬといふふうに私は思つてます。とかく日本
では各省のセクショナリズムがあつてなかなかこ
の点はむずかしいわけでありまして、少な
くとも現在の段階では、農村計画は農林省が立
てののだといふことであつて、その上で事業の実施
が各省それぞれな張りがあり排他できればいいけ
れども、もし排除できないにしても、そこでい
わゆる事業の上での分担を明確にしておけば、計画
はとにかく農林省で立てるといふことで相当効果が
あがつていくだろう、そういうふうには私は思
つてます。ぜひこの構想を農林省内でも積極的に立
てていただきたい。

まあその上でお尋ねするわけですが、いま農林
省自体を見ますと、土地の利用計画というものが、
村で言へばいわゆる村土計画というふうな
ものが一番基本にこれからなつていくだろうと思
つてます。この土地利用計画について農林省はど
うしているかという点を見ますと、あるいは構造改
善事業、また農道網の整備であるとか、もちろん
土地改良の仕事がある、あるいは農用地の造成が
あるといふようなことになりまして、これが農成
局あるいは農地局に分担されているわけでありま
す。また農村の住宅という問題が、生活環境とい
ふことからはもちろん出てまいりますが、ど
んぴりや生活改善の事業もやつておられるの
ですが、この点になりますと農業改良普及部門で
やつてござる、あるいはまた電気導入であるとか、
農村の住宅団地の建設であるとか、こういうこと
につきましてもそれぞれの分野があると思つていま

すけれども、この際どうしても生活環境の整備を農村については農林省がやるということになりまして、そこには申しました各部門からある程度引き抜いて、そうしてどこかに指導性を持たした部局がなければならぬというふうに考えられるのですが、こうした考え方について何か持ち合のせがありましてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(農林省農務局長) 土地利用計画、国全体としての土地利用計画というものは、非常に非常に叫ばれることでございますけれども、御承知のように、それぞれの用途それぞれを主管する役所がありまして、全国的な土地利用計画というものは、言われるべくしてなかなか具体的な数字で示すことができない。土地のそれぞれの利用を示さないで、いわゆる全体的な、たとえば全国総合開発計画的なものではできませんけれども、個々の土地はそれぞれどのように利用するかという地図と内訳は、実際上まだできておらない。結局、原則的には住宅あるいは都市としての利用であれば都市計画、農業であれば農業振興地域というふうに、それぞれの目的に応じてそれぞれの土地利用計画ができるということに相なっております。私も、全国的な土地利用計画、土地利用区分ができることは望ましいと思っております。実際問題としての処理は、従来各省がやってきたような都市としての利用のための計画あるいは農業としての土地利用計画ということで個々に進んでいかざるを得ないだろうと思っております。

そこで次の御指摘の問題の、農業として利用する場合に、たとえばそこを住宅に利用する、あるいはそこを畜舎に利用する、こういう計画を立てたらどうかというお話だろと思いますが、農業振興地域に該当する区域につきましては、私は市町村長のやり方によっておそろくそういうことは可能であると思っております。

それから農林省の部局のお話が出ましたが、確かに生活面あるいは構造改善、それぞれ分かれております。非常にその間の連絡ということがうまくいかないというふうな御指摘でないかと思いま

すが、そうかといひまして、一挙に特定のたとえば農業用地を利用する部局というのをつくりまして、結局また行政のことでございまして、他の分野とのかみ合わせがなかなかうまくいかないことも御承知のとおりでございます。私も、この現段階として、やはり方として、これは農政局で生活環境の整備、同時にこれは構造改善というものもあるいは農業振興地域というものの農政局で処理することには相なっておりますので、やはりこれは農政局を中心にそれぞれの局が関係の事業に關して協力をする、こういう体制で進んでまいりたいと思っております。いろいろ横の連絡ということも非常に私も今後気をつけなければならぬ問題かと思っております。一挙に組織的にたえば生活環境だけを取り上げてつくるといふことは他の部分での困難がございまして、横の連絡につきましては、御指摘のように農政局を中心に十分連絡をとりながら進んでまいりたいと考えております。

○任田新治君 私の持ち時間というかとえられた時間が大体なくなつたようでありますので、まだいろいろお尋ねしたいこともありますが、別途予算委員会の方科会に譲りましてこれで質問を終わります。

○川村清一君 私は先般大臣が所信表明演説で明らかにされました諸施策の中で、水産部門に関する政策につきまして、許された時間、御質問申し上げたいと思つて、所信表明演説の原稿は一ページから十一ページにわたる印刷物で配付されたわけでございます。この中で水産部門に關するものは九ページの後半から十一ページの前半にかけて書かれておりますが、これをさらに検討しますと、施策として具体的に述べられておる部分は十一ページ、三行目から終りから二行目までの八行あるわけでございます。しかしこの八行の中に書かれております事項を検討してみますと、非常に抽象的な表現で書かれておりますので、内容をつかむことがなかなかむずかしいのでございます。農産部門につきましては、具体的に

非常にきめこまかく重点を志向されておる施策が述べられておりますのでわかりませんが、水産業につきましてはきわめて抽象的でございまして、そこでは具体的に表現されております問題につきましまして、具体的なお尋ねし、具体的に明らかにしていただきたい、こう思うわけでありまして。

施策のおもなものは、一つは「第四次漁港整備計画」に基づいて重点的整備にとめる」ということであります。その次に「海洋開発の立場から新漁場の開発、試験研究の推進、新技術の企業化の促進」といふこと、そして最後に「水産物の流通改善を促進する諸施策を推進してまいる所存である」ということでございまして。

第一の「漁港整備計画」に基づいて重点的整備にとめる」といふことは、これはまあ読めばわかることでございまして、次の、私がいま申し上げた問題等につきましては、具体的にどういふことを述べられておるか、具体的に何をやるものかとさつておるか、それがちよつとわかりませんので、これらの問題についてもう少し明らかに御説明をお願いしたい。第一番目にこのことを御質問します。

○国務大臣(倉石忠雄君) 所信表明でございまして、わりあいにお話の水産についてと思つて、ただいまのお話の水産についての私の考え方をひとつ申し上げたいと思つて。

申すまでもなく、われわれが与えられた任務として、この水産の政策は、第一に国民に安定的に優良なる水産物を供給することでありまして、わが国漁業は年々その生産量を増大いたしました。国民のとりまします動物性たん白質食料の供給上重要な役割を水産業は果たしておるわけでありまして、今日でも御承知のように、国民の摂取いたしております動物性たん白の六割弱は水産物であります。そこで水産物の消費の趨勢と国民生活の

向上等を考慮いたしてみますと、将来ともに食用需要はだんだん高度化して、多様化の傾向を強めながら堅調にその需要が増大するものと私もは予想いたしておるわけでありまして。特に、中高級魚介類につきましましては、国内生産をかなり上回るものと想定されておるわけでありまして。したがって、今後ともわが国漁業のすぐれた生産力を活用いたしまして、生産性の向上につとめながら一段と需要の動向に即した生産の拡大をはかる必要があると考えております。

それから水産政策の中でもう一つ大事なことは、漁業経営の確立、それから漁業従事者の福祉の向上ということでありまして、これがなければこの生産をますます盛んならしめることはできないものでございまして、私も、私どももいたしましては漁業経営の動向を見ますに、近年の傾向としては、その所得水準は漁獲高にささえられながら順調に伸びてはまいっておりますけれども、一部の業種に停滞の傾向が見られますし、漁業従事者の賃金水準も上昇率が鈍化したと見ておると思つて、また活発な投資はなされておると思つても、資源事情や労働力の事情等から、そのわりには生産性の向上が進んでおりません。このため漁業経営の一そうの近代化を進めることには漁業の労働条件を改善して、漁業者の福祉の向上をはかることが必要であると考えております。

以上申し上げましたような動向に対処いたしまして、水産政策の方向といたしましては、増養殖等による水産資源の維持増大と遠洋漁場の積極的な開発、沿岸漁業の構造改善事業の推進、漁港等、漁業の生産基盤の整備、漁業近代化資金等の水産金融の充実、それから漁業協同組合の育成強化、漁業労働条件の改善、水産物流通加工の合理化などに重点を置いて、水産に関する諸施策を推進いたしたいと思つております。

○川村清一君 ただいま大臣から水産業に対する基本的な考え方、またそれに基づいて行なうとする施策の重点的なものにつきましてやや具体的に御説明を願つたわけでありますが、そこで私は

それぞれの問題についてさらに深めてお尋ねしたいと思いますが、まず漁業の基盤に当たるべき漁港問題についてお尋ねしたいと思います。

申し上げるまでもなく、漁港は漁業の基盤でございます。この基盤を整備することによって漁業の発展と振興がはかられることであり、農業における土地改良事業に匹敵すべき事業であると考えられておるわけであります。しかしこの漁港整備の問題は、全国の漁業従事者の非常な期待にかかわらず、期待にこたえるような事業の進捗がなされておらないことは大臣もこれは認められることだろうと思うわけであります。

そこでお尋ねいたしますが、漁港整備につきましては、昨年度から第四次整備計画が実施に入っておりますが、この計画に基づきまして四十五年度の漁港整備予算というものは幾らであるか、さらに昨年四十四年度は幾らであったか、この点につきまして、事務当局でけっこうですからひとつ教えていただきたいと思います。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁港整備の予算でございますが、四十四年度は百七十三億でございますが、四十五年度は二百十六億というふうに相当大幅に伸びておるわけでございます。

○川村清一君 まあ四十四年から第四次計画に入っております。この第四次計画は言うまでもなく四十四年から四十八年に至る五カ年計画であります。この第四次計画の中で、四十四年、四十五年両年度で、いまの御説明によりますと百七十三億に二百十六億でございますから三百八十九億でございますが、この三百八十九億で全体計画に對して何%実施したことになりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 四十四年及び四十五年年度を通じて二六%ほどの進捗率でございます。

○川村清一君 そうすると、第四次計画の事業量の総額は幾らでございますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 全体で二千三百億でございますが、内訳を申し上げますと、修築関係千五百億、改修で四百億、局部改良で二百億、こ

のほか調整費として二百億ございまして、合計して二千三百億でございます。

○川村清一君 そうしますと、二六%というのは、幾らに對して二六%でございますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 調整費を別にいたしまして、二千億に對しまして二六%強でございます。

○川村清一君 そうしますと、この二千億という数字はまあ全体計画二千三百億のうち二千億というものが事業費で、そうすると二百億というのは、調整費というのはいくつですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 二百億は調整費でございます。ただ四十四年度と四十五年度と両年度を合わせまして二千億に對しまして二六%強、二千三百億に對しましては二六%弱でございます。

○川村清一君 だから調整費というのは何ですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 調整費は文字どおり調整費でございます。必要の場合に当然計上いたしますわけでございます。

○川村清一君 いや、私の聞いているのは、それは事業費ですか、事務費ですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 事業費でございます。

○川村清一君 これはちよつとわからないのです。二百億が事業費であるとすればその全体事業費が二千三百億で、その事業費の二千三百億の中から二百億調整費という事業費を別にしているのはどういふわけですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁港関係の事業費と申しますのは、建設事業にそのまゝ付属いたしますような調査費は当然入っている意味の事業費でございます。

○川村清一君 そうしますと、実際にまあ調査も漁港をつくるに調査をしますから、それはまあ事業費でございますけれども、名実ともに事業費というものは二千億でございますね、実際の事業費は。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁港整備計画といったしましては、事業費は二千三百億でございます。そのうちで修築事業あるいは改修事業、局部改良事業という形でできらつときまっておりますのは二千億で、事業達成上必要になりました場合にはなお二百億調整費としてある。これを各事業に必要であれば当然振り向けるというそういう金でございます。

○川村清一君 あまりこまかいことを突っ込んで恐縮なんですけれども、わからぬものですから聞くのですが、二千億はわかるのです。それは実際の漁港をつくるにいくに要するお金ですから、これはわかります。そこでさらに必要なら二百億の調整費をつけるということは、もつと具体的に、先ほど調整費というふうなお話でありましたが、私そう受け取ったのですが、たとえばこの漁港が一億五千万という経費でやつたと、ところが、ちよつと計画変更とかその他のいろいろな条件があつて、この所が三億足りないとか四億足りなくなつたとした場合に、この二百億の中からそつちのほうに回してやるといふ、そういう予算なんですか。

○政府委員(大和田啓吉君) まあ実例といふますか、具体的に答えたいとしますと、たとえばある漁港について予定より金を食う場合が起りました。でも、全体としてのきめられた予算で、たとえば昭和四十五年で申し上げますれば、二百十六億という予算の中で配分が一応できるわけでございまして、ある漁港についてよい金食いまして十分の手当てができるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、二千億といふ大体のめどでなお第四次漁港計画達成上金が不足いたしますれば、その分はさらにいわば予備費的なものとして追加をして予算に組むという、そういう性質の調整費でございます。したがって、個々の具体的な港、漁港についての建設費が不足する場合はございませんで、全体としての不足する場合の手段でございまして。

○川村清一君 それでは別な問題をお聞きします

が、漁港の整備計画実施は第一次計画では達成率が何%、第二次計画では達成率何%、第三次計画では達成率が何%になっておりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁港の計画は第四次までになっておりますが、第一次、第二次、それぞれ一〇〇%の達成率にはなっておりません。第三次について申し上げますと、これは三十八年度から四十五年度までの八カ年の計画でございますが、四十三年度までの六カ年に全体計画に對して進捗率は六三%でございます。それで八カ年の計画は六年で一応打ち切りまして、昭和四十四年度から第四次計画に入つたわけでございまして。

○川村清一君 第一次、第二次は……

○政府委員(大和田啓吉君) いま数字は手元に持っておりませんが、一〇〇%の進捗率でございます。

○川村清一君 私は新しい資料はないのですが、私の手元にあるのは四十三年度に出された漁業白書なんです。この四十三年度の白書では四十二年度まで出ているわけです。それらの中から調べてみますと、いろいろ数字を拾つてみますと、第一回は三三%、第二回は七二%になっておりますが、これは間違ひありませんか。

○政府委員(大和田啓吉君) 計画は、全部期間がたつ前に改定をしております。ございまして、第一次の漁港整備計画は進捗率二二%、第二次が七一%、第三次が六三%というのが数字でございます。

○川村清一君 そうしますと、第一次、第二次も進捗率といふものは非常に達成率が低い、こう言つてもいいですね、計画そのものは。

○政府委員(大和田啓吉君) そのとおりであります。

○川村清一君 そこで第三次でございますが、これはもちろん第三次計画といふのは三十八年から四十五年度までの八カ年計画でありますから、そこで四十四年、四十五年といふのは第四次のほうに繰り越された——繰り越されたと申しますか、それを含めて第四次計画といふものが作成されました

から、したがって、第三次では達成率が六三％で
したね。そうすると、六三％ということになれば、第三次における残量というものはまだ三七％
あるわけですね。この三七％というものが残った
まま第四次に引き継がれた、こういうことになり
ますね。そこで、第三次計画における残事業量の
三七％というものは、これは金額にすればどのく
らいになりますか。

○政府委員（大和田啓吉君） まづ金額よりも港の数で申し上げますと、第三次漁港整備計画に採択されております漁港の数が三百八十でございす。このうち第三次の計画の達成として四十三年度までに完成したものが四十九港でございす。したがしまして、三百八十から四十九を引きまして三百三十一港が未完成のものでございす。このほとんど全部は第四次に引き継がれまして、第四次計画といたしましては、修築事業によつて整備されるものが二百五十六港、それから改修事業によつて整備されるものが七十二港でございす。三港残るわけでございますが、この三港は港あるいは周囲の事情の変化等によりまして事業の計画が不適当として行なわれないものでございす。

○川村清一君　そうしますと、いまの御説明から第三次計画では完成港が四十九港、計画では三百八十港、したがって、未完成が三百三十一港、そうすると、未完成の三百三十一港というものはそのまま第四次計画になったのでありますから、新規のものはいらないわけですか。しかしいろいろな事情から三港は削られた、三百三十一の中からは三港は消えてしまったと、こういうことでございますか。第三次計画の余ったものがそのまま第四次計画になったんであって、四次計画には何も新しいものがない、いまの御説明ではそういうふう

に受け取られるのですが……。

○政府委員(大和田啓君)　そうではございませんで、第四次の計画に入っております港は修築で三百七十、それから改修で五百五十港ございます。そして第三次の計画から第四次の計画に移り

ましたものは、修築二百五十六港、改修七十二港でございますから、第四次計画で相当新しい計画が入っております。

○川村清一君 いずれにいたしましても、ただいまの御説明をいろいろ聞いてみますと、数字ですからびんときませんで、恐縮ですがあとでいまの長官の言われた数字を私のほうにいただきたいと思えます、資料として。

そこでお聞きするわけでありますが、私の聞こうとするポイントはこちらなんです。第一次計画の達成率は非常に低い。第二次も低い。第三次も六三％。そこで第四次の問題は、全体計画二千三百億、これが四十四年度において百七十三億、四十五年度二百十六億、合計三百八十九億。全体に対して二六％。そうするとまだ七四％残っておる。どうも私ちょっとびんとこないのですが、この三百八十九億を引きますとなお千九百十一億あるわけです。残っている。この千九百十一億をそれから四十六年、四十七年、四十八年と三年でこれを達成するとすると、算術計算で平均をとっても年間六百三十七億出さなければ千九百十一億にならぬわけです。そこで、第一次計画の項、二次計画の項、三次計画の項と数字が明らか

に出てきておるのですから、この実績を前提にして第四次計画も、第四次計画の初年度四十四年度においてわずか百七十三億、二年度で二百十六億、合計三百八十九億。それで全体が二千三百億。これを引くという二千九百一十一億。これを三年間で今度は達成されなければならぬということとは、大臣の所信表明の第一番に「第四次漁港整備計画に基づいて重点的に整備につとめるとともに、」と大上段に振りかざして表明されておる。

そこで、大臣はこの三年間で、あと来年からの三年間で残された残量を全部達成されるような自信があるのかということ、そういう不退転の意思をここに表明されたのかどうかということを、そこを私はお尋ねしておる。

○政府委員(大和田啓君)　こまかい数字でございますから、またあとで資料として差し上げて

けつこうでございますが、二千百億あるいは二千三百億という数字は国費でございまして、事業費でございます。そうして四十四年度予算による進捗率は二一％、四十五年度でだいぶ予算がふえましたので、先ほど申し上げましたように四十五年度末における進捗率は二六％でございます。したがって今後三年間は二八％ずつ予算をふやしていき、四十四年度の予算に比べまして四十五年度の予算は二五％ふえておりますが、今後三年間に二八％ずつ予算をふやしていき、第四度計画は完了します。したがって、大臣が整備計画の完遂ということを言われますことは、決して根拠のないことではございませんわけで、私どもそのつもりで四十五年度の予算の増加にも骨を折ったわけでございます。

○北村暢君 関連。いまの質問に対して長官は今

後三年間に二八%ずつふやしていけば計画完遂で
 できるという答弁のようですがね。これは第一次、
 第二次、第三次とやってきて、いずれもその進捗
 率は計画どおりについておらぬ、はつきりしてい
 るわけです。四次もおそらくこの状態でいけば計
 画は完全にできないであろうという想像はつくわ
 けです。つくわけなんです、私はこの一次、二
 次、三次、四次の進捗率が五%か一〇%狂ったと
 いうなら計画が狂ったということもあるかもしれ
 ないけれども、六三%で、三七%も不足なんだ
 うのは、これは計画と実行が全然なっておらない

わけである。計画の間違ひなのか、予算が要求したけれどもなかなかつたのか、こちらに大きな問題があると思う。これは漁港だけでない、ほかの一般公共事業費についても目標の計画と実行では非常に大きな差がある。これはいかなる原因に基づいてこういうふうになるのか。計画は計画で、目標であつて、いわばビジョンであつて、夢のような計画であるということなのか。そして大体予算折衝する場合にはこの計画に基づいてやるのでしようから、皆さんはそのくらい、この倍くらいの計画を持っていかなければ半分の予算しか

獲得できないと、こういうことなのではないのかというふうには私に勘ぐらざるを得ない。これは漁港ばかりではない。いろいろな公共事業全体について言えることなんですが、特に農林関係の公共事業については、計画に対してあまりにも大きな差があり過ぎる、こういう問題がある。したがっていま川村委員から質問があつて、今後二八％ずつやつていけば計画完遂でございます。大体漁港の毎年の予算の延び率が十何％であるというのが、一挙に二八％に来年の予算でふえるか、ふえないか、常識的に考えれば、そんなあなた、ごまかしの答弁じゃ、はあさようでございますかといつて聞いているわけにいかない、これは。ですからこれは一体どういふところに原因があるのか。やはり大臣検討されて、はっきりした責任のある答弁をしてもらいたい。

○政府委員（大和田啓氣君） 大臣がお答えいたし

ます前に、数字のことでございますからまず私から申し上げます。

これからの予算でございますから、何%ふやすというて意気張つても結果を見ないとわからないということをおしやるわけですけれども、漁港予算の過去の伸びは大体一九%程度でございますが、四十五年度の漁港予算の伸びは二五%でございます。二五%四十五年度にふえました。だから今後三年間二八%ふやそうとがんばることは、これはそんなにむちゃくちゃなことではないというふうに私は考えます。

それからいままでの実は漁港計画と第四次漁港計画とのスタイルの違いがございまして、第四次漁港計画では昭和四十四年度以降五カ年間にというふうにはつきり計画に、国会の御承認を受けた計画に書いてあるわけでございますけれども、第一次から第三次までは、国会の承認を得た計画には、こういう何年間にはという数字はなかったということが、私どもは予算を要求する際に非常に違いがあるというふうに考えておるわけでございます。それから第四次漁港整備計画の前の第三次分でございますが、八年間の計画を六年間で六三％達

成いたしたわけでございますが、かりに四十四年度と四十五年度の予算で八カ年を見ますと、ほとんど一〇〇%完遂でございます。これは四十四年度から第四次計画ができてまいりましたから、事情の変化というものはもちろん言えませんが、八カ年間で通してみますと、第三次計画は完遂されたというふうでございます。将来のことでございますから、あまり意気張ってどうこう言うつもりはございませんけれども、私が申し上げたことはそんなにむちゃくちゃなことを申し上げておるわけではございません。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま水産庁長官、御説明申し上げましたようなわけでありますが、先ほども私、御質問にお答えいたしましたように、私も日本人の食生活から考えまして、漁業については特段の努力をしなければならぬという考え方をもちまして、こういうお話までどうですか、予算折衝當時第一次、第二次というふうな査定がありました最終査定におきましては、漁港、それから林道、造林というふうなものに非常な主力を注ぎまして予算に努力をいたしました。その結果は、漁港について非常に支持していただいた多くの方々にたいへん感謝をされたわけでありまして、私はこの漁港整備につきましては、特段の関心を持っておりまして、いま水産庁長官のお話もございましたように、この目的達成のためにはなお引き続いて最大の努力をしてみたい、こう思っております。

○北村暢君 いまの決意表明で了解はしますがね。ただ、私も先ほど来の質疑応答を聞いておいて、この五カ年計画で二千三百億でしたか、計画期間中における予算の総額ですね、これをきめていこうということについては非常に前進していると思うんです。いままでは事業量の目標はあるんだけれども、なかなか総予算のワケをはめるといことは大蔵と予算折衝をやった際にも応じない。これは経験上皆さんも御存じのとおり。したがって、そういう面では非常に前進したことは認めております。ただ、一般の予算の伸びが一七、

八%のときに二五%伸びたと言うから、これは飛躍的に伸びたほうでしょう。したがって、二八%にするのはそうむずかしいことではないと言うけれども、二五%にすることはたいへんなことだったと思うのです。それはいまおっしゃられたように関係者は満足したものであらうと思う、従来の例から言えば。したがって、何も五カ年計画が完遂できないことを望んでいるわけではない。私も完遂できることを望んでいるので、そういう意味で、いままでの経験からしてなかなかむずかしい問題であるから、二八%ずつやっていたければ完全に終わります、こう簡単に言われましたから、私もだいたいぶん反発を感じたのでありまして、努力してもらおう点については大いにやってみてもらわなければならぬ、こういうことですから……。

○川村清一君 私がいろいろお尋ねしているのも、ただいま北村委員が言われたようなことを熱願して言っているわけなんです。大体第一次の達成率が二五%、七五%余りして第二次に移っているわけですね。第二次七五%、そうすると二九%余りして第三次に行っているわけですね。第三次は六三%三七%余りして第四次に行っているわけですね。そうすると、国民の皆さん方は、農林省は第一次をやった、第二次をやった、第三次だ、第四次だ、それぞれの計画というものを、まあ完全にはなかなかできないと思うけれども、少なくとも七割か八割は達成して次の計画に移っていると、こう理解していると思うのです。ところが実際はそうでは全然ないのです。そうして、これ意地悪く言えば第二、三、四とこうやっているのは、前に残したのをこまかすために、そのまま移して二次やって——二次といったら第一次に残したのが大半。第三次、第三次といったらこの第三次計画の大半は第二次に残ったのがおもしろい、第四次、第四次といったら第三次に三〇%余ったやつをそのまま受けて第四次なんですね。だからさもやっただけに見せかけて、内容は全然やっておらぬ、ごまかしである、こう私は断定せざるを得ないわけなんです、そこで、ぜひ第四次は完全に達成す

るようにあと三カ年がんばっていただきたい。これは私の熱願ですから、そのまますなにお受けていただきたい。そうしてそのほかの公共事業、たとえば道路、港湾、河川、治水、住宅、土地改良、こういったものは公共事業の達成率と遜色のないように、これも完全にいつていい。いつていいけれども、道路なんというのは相当いいところまでいつていっているわけですね。ですから、この道路などに比べても遜色のないところまでぜひ漁港計画というものは進めてもらわなければ、大臣は水産につきましても非常な熱意を持っていらっしゃるようなことをおっしゃってありますけれども、これは実際に絵にかいたもちであってはどうにもならないということを私は御指摘申し上げたいわけなんです。

そこで、また角度を変えてお尋ねいたしますが、これは官房長にお尋ねいたしますが、四十五年度の……それじゃ水産庁長官でよろしゅうございませうが、農林省の全体予算は幾らですか。これに対して水産庁所管の予算全体は一体何ぼになるか。これは予算の説明書にありますからわかりますけれども、直接お尋ねしたくて。

○政府委員(大和田啓吉君) あるいは官房長の代役で間違いかもわかりませんが、お許しをいただまして、農林予算の総額は四十五年度九千七百七十七億円でございませう。水産庁の予算は四百四億でございます。

○川村清一君 これに書かれておるとおりでございますね。そこで、私はさらにこの数字を分析してお尋ねしたいわけでありまして、農林省の全体予算は九千七百七十七億という、もう一兆円に近い膨大な予算でございます。その中で、水産庁を所管しておる予算全体、これは四百四億、この中にたゞいま問題になりました漁港とか、大型漁礁であるとか、こういう公共事業費を含めておる。漁港は四十五年度は先ほどおっしゃってありましたように百十六億、四百四億の中に含まれておる。そのほかには大型漁礁、こういう公共事業が入っておりますね。そうしますと、大臣が先ほど言われておりますように、国民の食料として動物性たん白質を、これは四十三年度は私資料でございますが、四十三年度出された漁業白書を見ますと、動物性たん白質食料というものを七百八十万トン、日本の漁業は生産し、これを国民に供給しているわけですね。この七百八十万トンという、しかも国民が摂取する動物性たん白質の六一%、これは漁業から生産されるものによって摂取しておるわけでありまして、こういうような国民食料を生産しておる大事な漁業水産業に對しましての予算というものが、農林省全体予算の五%にも及ばない——九千七百七十七億に對する四百四億でございますから五%にも満たないんですよ。これで一体妥当な予算だとお考えになりますかどうですか。もちろんこの農林省全体予算の中には食糧管理費三千八百三十億という膨大な数字が含まれておりますから、それを差し引いたところで五千三百四十七億です。そうすると、水産庁予算は四百四億ですから、これとて一〇%に満たない七・五%にしかならない。これが水産庁予算でございますが、この予算でこれはけつこうだと、妥当だと、こういうような認識を長官は持たれておるのか、農林大臣は持たれておるのか、その点を私は承知したい。

○政府委員(大和田啓吉君) 私は決してこの予算で十分だというふうには思っておりません。さらに予算をふやすことに努力すべきだと思っておりますが、御承知のように、水産庁の予算というのは、ずっと二百億台を続けておりまして、四十四年度にたしか初めて三百三十億という三百億台を示したわけで、三百億台が一年にして四十五年に四百億台になったわけですから、私も予算はそう一ぺんに天地がひっくり返るようにはあることとございませぬので、できるだけ忍耐強く毎年毎年努力を続けていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○川村清一君 私、農林省の各局の予算を検討してみましたが、農林経済局は六百八十一億、農政局は千三百五十九億、農地局は二千七十億、畜産

局は四百九億、蚕糸園芸局は百二十一億、食糧庁は三千二十億、林野庁は六百六十四億、これらに対して水産庁は四百四億でございます。水産庁長官というのは各農林省の機構の中ではどういう地位におられるんですか。水産庁長官というのは相当上のほうじゃないか、ちよつと大臣、お聞かせいたしたいのですが。

○国務大臣(倉石忠雄君) 水産庁長官は一番右翼の長官であります、予算のことにつきましてはそのときにいろいろ政策的な考えもそのときどきの政府にあるかもしれないが、私も先ほど申し上げましたような趣旨によりまして日本における漁業は特別な任務を帯びた大事なものであるという認識のもとにそれに関連している漁港整備などには特段の力を入れて水産庁でもそういう考えで努力いたしておるわけでございます。

○川村清一君 実は昭和四十年に出でまいりまして、農林水産委員会に席を置かしていただきまして、昭和四十三年までおりまして、去年一年だけは文教委員会、また今回古巣に戻らしていただいて非常に喜んでおるわけですが、実は四十三年度の予算審査のときに私は時の西村農林大臣にやはり同じような質問を當時の予算総額は一億おとしでございまして、たしか農林省の総体予算は六千五百億、それに対して水産庁の予算は二百八十四億であります。これではあまりひどいのではないかと、全く五%にも満たない水産予算というのは、これはわれわれは納得できない、しかもそのときに食糧会計に繰り越し赤字の解消のために繰り越し金がたしか二千四百十五億、それを六千五百億から引いてもなおかつ一割に満たないものであります。いま言ったのと同じこととであります。これが一体国民に動物性たん白質七百万トンを生産している水産業、これに従事している漁民に対する手だてとしてまことにこれはあわれだ、さようなことを質問いたしまして、當時の西村農林大臣を大いに御鞭撻申し上げたのですが、同時にその年出された漁業白書について本会議で質問した同じ趣旨の、意味のことを入

れまして、そうして時の水田大蔵大臣に對しまして、大臣は漁業というものにだけ一体理解を保持しているのだという、大蔵大臣は全然理解がないではないかというところから、もつと水産予算をふやすべきである、こういうことを申し上げて大蔵大臣の意見を求めましたところが、大蔵大臣は最後にこういうふうなことをおっしゃった。これは結びのことばであります、はたしてこの水産関係の社会投資が全体と比べて比重がどうなっているか、立ちおくれがないかということについては、やはり問題があると思ひますので、今後これは十分に主管官庁にも検討していただくと同じ時に、私もとしまして、次の問題としてこれは十分考慮したいと考えております。これは大蔵大臣の答弁、會議録にもちゃんと載っているわけですが、こういうふうな大蔵大臣も今後十分に主管官庁に検討していただく、そうして大蔵大臣もこういうふうにして予算をふやすように前向きで努力する、という意思を表明されておるわけですね。しかし先ほど長官の御説明によると、漁港予算については二五%伸びた、まことにけっこうである。これは二八%伸びていくという三ヶ年で完全に達成する、どちらかというと十分だといわなければ、御答弁がなされておるわけですが、漁港についてはそうかも知れぬ。しかし水産政策全体から考えてみますならば私はまだやらなければならぬことがある。そこで水産というものに対しての認識が非常に倉石大臣は深いようでございますので非常にけっこうなこと喜んでおりますが、そこで私は角度を変えてお尋ねしたいと思ひます。

大臣はそういうような認識の上に立っていらっしゃるのではありませんか、漁業というものを単なる一般的な産業という立場で認識するのではなくして、漁業というものは食料産業である、いわゆる日本経済の中に占めておる水産業の位置というものの、また別なことは言うならば、国民生活とこの漁業というものをどう結びつけるかというふうな考えてみますという、国民生活の中において漁

業というものは食料をいわゆる生産する産業である。農業と同じような産業である。しかも日本人が摂取しておる動物性たん白質の六〇%というものは水産業がこれを生産し、供給しておる、こういう認識の上に立つて水産業というものを考えてみれば、いかに重要かということ、はつきり認識されると思ひわけであります。そういう立場でこの漁業というものを把握されておるとするならば、これはまあ今度は漁業政策としてどういう政策をとればいいのか。私はある程度においてはやはり保護政策をとっていかねばならない。これは食料政策であるからであります。

いま日本が、経済が非常に高度発展いたしました、もう世界において第二番目だ、第三番目だという、そういう高度経済、成長を遂げた。で、そのような高度に経済が成長したその要素は何か。まあいろいろあるでありますけれども、やはり最大のものは日本国民が非常に勤勉であるということだと思ひます。その勤勉な日本国民がこの日本の経済を發展させるべく働かれたそのエネルギーを与えたもの、というのは何かと申したら、やはりこれは食料だ、こういう意味において日本の農業というものを、日本の漁業というものを私は見なければならぬと思ひます。アメリカにおいては、あるいはE.E.C.においてもこれは多かれ少なかれ、やはり第一産業である農業であるとか、漁業というものについては私は保護政策をとつておる、かように考えております。しかしながら日本においてはこれは非常に冷遇である。しかし農業につきましては、もちろんこれはきわめて冷たい仕打ちでありますけれども、それでは漁業よりは少しはやはり優遇措置というか、保護政策というか、そういうものはとられておると思ひます。漁業に対しては全然ない。特に沿岸漁業に對しましては全然私はないといつても過言でないと思ひます。こういうふうな問題に對して、これは基本的な問題ですが、大臣はどのような御見解を持たれておるの

か。これは漁業政策を立てる基本的な問題として私はお尋ねしておきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私ども政府におりまして農業及び漁業、これはもう国民の食生活の面をになつて働く方々でありますので、いまお話をしように冷たいなどというところは全然考えておりませんで、全力をあげてやっております。けれども、何と申しても、やはり沿岸の中小漁業の方々、及びその仕事を見ますと、その従業者のます所得水準及び生活水準を向上することを考えなければならぬ。そうでなければ生産がうまくいくはずはないのでありますから、そこでこの方々に近代的な技術と設備を持つ生産性の高い漁業の育成を重点としてあげることが必要ではないか、そういうことを基本的には考えておるわけであります。ことに沿岸漁業につきましては、従来の沿岸漁業の構造改善対策事業を引き続いて熱心に実施いたしますとともに、四十五年度からは、第二次沿岸漁業構造改善事業、これがございまして、これもこの実施のための調査を行なうことといたしておるわけであります。中小漁業につきましましては、中小漁業振興特別措置法に基づいて指定業種の近代化、合理化を推進することといたしております。それからまたこのほかに漁業近代化資金、それから日本開発銀行の特別融資資金などの水産金融をできるだけ充実すること、それから漁業協同組合の育成強化、漁業従事者の育成などについてまいる所存であります。その他沿岸の方々にできるだけの力を注いで、やはりこの漁業を守っていただくようにつとめる必要があるということを感じておるわけであります。

○川村清一君 いろいろ漁業の育成振興を指向した政策につきまして御説明があったわけでございますが、もちろん大臣のたゞいま示されたこれらの政策は、これはぜひ強力にやっていただきたい政策でございます。しかしながらいま大臣がお考えになられているような政策が強力に行なわれて、そうして沿岸漁業なり中小漁業というものが

振興し、それに従事している漁業者の生活が安定し、福祉が向上しているかという点、私はそうではないと思うわけでありませう。やはり国の政治というものが非常に漁業に対しては他産業に比べては冷たい、冷たいことではないかというお話でございますが、私は冷たいと思う。漁業は農業なんかと違ひまして非常に階層分化が行なわれまして、独占企業ともいわれるような大資本漁業から中小漁業、あるいは沿岸漁業、それから零細漁業というふうな、もう非常に階層が広がるわけでございますが、一体どこに重点を置いて漁業政策というものは指向されているのか。

これはこういうことをお尋ねするというと、全部に、特に沿岸漁業や中小漁業に重点を指向して施策を行なうというふうな回答があると私は思うのでありますけれども、しかし実際問題として考えてみますと、高度経済成長の現実に伴つてこの沿岸漁業なんかは、もう壊滅的な状態にさらされようとしているではありませんか。漁業者にとつて一番大事なのは漁業の問題です。その漁場というものが、いわゆる高度経済成長に伴つて臨海工業地帯の造成などという事で埋め立てがどんどん行なわれ、漁場は荒らされて漁場はなくなつてしまふ、あるいは工場の廃液等によつて海水が汚染され、もう資源はほとんど枯渇していつて、これが実態だと思つておられます。そこで漁場を守るために、漁業をつくるためにどうするかというところをお尋ねすると、それは漁場をつくるかというところの政策があるという御答弁が必ずある、もうこういう予算をとつて、こういう事業をやつて、大臣の所信表明の中には「海洋開発の立場から新漁場の開発、試験研究の推進、新技術の企業化」だとか、うまいことを言つてゐる。実際にどうなんですか。ここをお尋ねして

そこで長官にお尋ねしますがね、こういう問題がからんでくるわけですが、これは今国会に出るか出ないかわかりませんよ。わかりませんが、前国会でも問題になりました。たとえば運輸省が出

そうとしておる海上交通法、この法律が成立しますと、これは漁民にとつては漁場という問題で大きな問題がありますね。それから通産省が考へておる大陸間輸送資源開発促進法、こういう法律ができるとこれは沿岸漁民には重大なやうな影響があるわけですね。そうすると運輸省なり通産省が考へておるこういう法案というものの対して水産庁はどういうふうな考へておるか、そしてこれらの省庁とどういふふうな話し合いをしようとしておるか。いわゆるあくまでも沿岸漁民の生活を守るという立場からこういう法案の中には水産庁の考へ方をきちつと入れるために努力する、そういう立場で今日まで努力してきたのか、こういう点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) いまお尋ねの二つの法案でございますが、両方とも沿岸漁業あるいは近海漁業に非常に影響のある法案でございますので、それぞれの官庁と水産の立場からの調整を相当長いことやつておりました、まだ十分の調整がつかないために法案の提案に至らないという状態でございます。これは両省におきましても当然水産の立場について十分の考慮を払ふ必要があるというところをお認めの上でその成文化なりあるいは条文の整理なりについて相当時間をかけてそれぞれ作業をされておるわけでございます。私どもも未調整のままでは法案が出されるということにはまずないというふうな確信をしておる次第でございます。

○川村清一君 そうしますと、長官のたゞいま御説明を裏返して解釈すれば、沿岸漁業を困らせようとするという法律案ができることに對しては、漁業を守り漁民を守るという立場から、水産庁としては絶対容認できない、そういう考へで對処しておる、こう受け取つて差しつかへございせんね。

○政府委員(大和田啓吉君) なかなかことは使ひに注意を要する問題でございますけれども、私は水産の立場だけを主張してほかは何もかまわぬというふうには申し上げておらないので、それぞ

れの立場で必要なことはやるとしても十分水産との調整をはかつてくれ、水産だけが全部荷物を背負うようなことは絶対困るという事でやつておるわけでございます。また水産だけにしが寄るような法案は私は提案されないうというふうな考へております。

○川村清一君 そこで一歩進めまして、海洋資源を開発するということはこれはもう重大な問題、単に水産だけを守るためにこれを等閑に付するわけにいかぬ——これは日本の経済は、日本の経済だけでなく、世界の経済は今後海洋に伸びていかなければならぬのですから、したがつてそういう点からいふならば海洋にあるところの資源を、鉱物資源から、それからこういう水産資源から全部これは第一に開発していかなければならぬことは、これは言うまでもないのです。そこでこれらの調整が大事なんです。そこで一歩進めて、こういう海洋資源を開発するというふうな中、水産が受けとめるだけでなくして、全体の中で今度は水産資源をどう開発していくかという前向きで積極的に、仮称でいへば沿岸漁場開発整備法とでもいいますか、何かもっと積極的にこの沿岸資源、沿岸漁場、海洋資源、水産関係の資源を開発推進していくような、そうして大陸間の輸送資源開発と調和をとっていくというふうなそういう法律案を、いわゆる水産庁独自、農林省独自でつくっていくというふうな考へ、考へはございませんか。

○政府委員(大和田啓吉君) 沿岸漁業を守る立場から法案をつくるべきではないかという御意見がいろいろあるわけで、私も十分検討いたしておりますけれども、法律としてなかなか条文にならないうような内容のものが多くございませう。私も海洋開発の立場から食用魚類の養殖の問題でありますとか、あるいは漁場開発の問題でありますとか、新漁場の探査の問題でありますとかいろいろ事業としてやつておりますけれども、それを法案にまで仕上げるということについては、いまの段階ではまだ決心をつけておらないわけ

でございます。

○川村清一君 いまの段階ではそこまですらないというところは、私はいささか不満なんです。そこでさらに議論を進めようと思つてございませうけれども、先ほど大臣は、水産振興の基本方針として一つには生産増強、一つには経営の安定、漁業従事者の福祉の向上、こういうような基本的な柱を述べられておる。まさにそれはそのとおりだと思つておられます。そこで生産の増強でございますが、これは四十二年度は七百八十五万トン、漁業の総生産です。これは四十年は六百九十万トン、四十一年は七百一十万トン、最高の生産をあげておるわけでございます。四十三年度の資料がないので、四十三年度の総生産は幾らですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 四十三年は、海面、内水面漁業合計いたしました水産物として八百六十七万トンと上げております。

○川村清一君 ずいぶんこれは伸びたもので、これは喜びにたえないわけですね。まあしかし、四十二年で七百八十五万トンといつても、これは最高であつても、この年で水産物の輸入が金額にして六百九十億円あるのです。四十二年は六百九十億が輸入でそのうち食用の水産物が五百五十億、四十年は食用の水産物が二百六十六億、四十一年は四百五十億、四十二年は五百五十億、年々輸入もふえていつておる。生産も伸びておるけれども輸入も非常にふえておるといふことは、魚介類に対する需要が非常に拡大されてきておるといふことを示しておるわけですね。こういうような点から考へて、年々再々輸入がふえるといふことはこれはもちろんいいことではありませうからどうしても生産を拡大していかなければならぬ、これが水産に与えられた最大の課題だと私は思つておられます。

そこで今後の見通しですが、四十三年は八百六十七万トンという、これは膨大にふえたわけですが、一体昭和五十年ごろになるといふと需要と供給の関係はどのような関係になるか、推定してど

うなりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 将来の姿を描くことはなかなか水産でむずかしいわけでございますが、過去の姿をそのまま将来に延ばすというふうな考えまして、大体需要が千二百万トンで生産が九百五、六十万トン程度というふうな想定いたしておるわけでございます。

○川村清一君 そうしますと、需要が千二百万トン、生産が九百六十万トンで頭打ち、これ以上はふえないということになりますれば、やはり二百五十万トンくらいは輸入しなければならぬ、こういうことですね。これを何とかやはり輸入をできるだけ食いとめて生産をふやしていくところに施策の最大のポイントがあるわけでしょう。そうですね。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ただいま申し上げました数字は過去の趨勢をそのまま伸ばしますと、そういうことになりますという、いわば仮定の数字を申し上げたわけで、後進国におきましてもだんだん生活程度が高くなりますから、水産物の需要もふえまして、私も昭和五十年先に二、三百万トンの水産物が日本に輸入されるということとを考へることはなかなかむずかしいのではないかと。むしろ需要がそれほど強くなれば、生産を増強することが必要ではないか。そういう立場から今後水産問題を考へるべきだというふうに思っておりますわけでありませう。

○川村清一君 そこで生産増強に最大のウエートを置いて努力される、これは至上命令ですからそうしなければなりません。そこでいろいろな施策が持たれるのでありませうけれども、そこで一つの問題があるのですね。これは実例ですが、ね、四十二年度において総生産が七百八十五万トンと、前年比一〇・五％伸びた。その原因は、白書を読むというと、「母船式及び網漁業、北洋および南方海域での遠洋底びき網漁業の発展によるもの」と、こう書いてある。これはそれとおりだと思ふのです。それをさらに検討しますという、母船式及び遠洋底びき網漁業のスケソウダラ

の生産が増大したことがこの一〇・五％の生産が伸びた一つの大きな原因なんですね。その結果どういう事態が出てきたかという、これは白書を読みますと、価格においてカレイ、スケソウと、底ものの価格ですね、これが五・四％も下落している。だから、生産はうんと伸びたことはけつていうです。ところが、今度はそういうふうな伸びるという、特にカレイとかスケソウというものに集約して価格が下がっている。白書に出ておるこの場合問題があるのです。それはどういうところに問題があるかという、母船式及び網漁業とか、北洋底びき網漁業などというのは生産性が高いのです。生産性が高いからこの五・四％も魚価が下落しても経営は成り立つのです。生産性が高いだけに成り立つのです。ところが、スケソウとかカレイという魚は、御承知のように、北洋海でだけとれるものではなくして、たとえば北洋海あたりは沿岸漁業者の一番依存しておるこれは魚種なんですね。そうすると、五・四％も魚価が下がったと、それは大資本漁業という、非常に生産性の高い漁業経営者があつておるその水揚げによつて下がった。ところが、沿岸漁業者はそんなに生産性は上がっていないんですよ。それほ

ど漁獲も前年より伸びてないのです。ところが、価格だけが五・四％も下落するということ、生産が非常に上がった、国全体から見ると、まことにけつこうなことなんです、けつこうなことだけれども、このことによつて資本漁業のほうは大した影響はないけれども、経営は安定して成り立つのだけれども、沿岸漁業のほうはこれはいへんな痛手を受けるということになるわけですね。そこで価格政策というものが必要になってくるわけですね。そこで現在の水産庁の施策というものは、大企業に重点を置いて施策を行なうとするのか、沿岸部、あるいは中小企業に重点を置いてやろうとしているのかというのを聞こうということはそのから出てくるわけですね。これは保護政策もある程度必要でないかということもそれはその辺から議論が出てくるわけですね。そこで、この

価格政策、特にこういう生産性の低い漁業経営者に対する価格政策ということに対してどのようににお考えになつておられるか、これをお聞きたい。○政府委員(大和田啓吉君) いまスケソウダラのことで具体的に話がございましたが、確かにこの二年ほど水産物が七、八十万トンずつもふえておるわけですが、その大部分はスケソウダラである。スケソウダラでもいまお示ししたとき、昭和四十二年には百二十四万七千トンでございましたが、四十三年にはこれが百六十六万六千トンにふえております。四十四年はまだ縮めておりませんが、これも、大体四十二年と同じくらいはスケソウダラの生産があつたのではないかとこのように思ひます。で、魚の場合は、農産物と違ひまして、国が買い入れたらあるいはいきなり価格支持をするというところがなかなか本質的にむずかしいものでございまして、やはり一つは流通改善で水産庁としていろいろ補助金を出して産地冷蔵庫あるいは冷凍の自動車等の措置をいたしておりますけれども、同時に、スケソウダラが非常に一つのいい見本になつておるわけですが、御承知の、四十二年にスケソウダラの大増産で非常に値が下がつてまいつたわけですね、すり身の技術が非常に進歩いたしまして、スケソウダラの大部分がすり身であるいはそのあとミールといいますが、まあ新しい加工業が魚価の下落を防いだ一つのいい例になるわけでございますが、私も中へ入りました、スケソウダラのすり身についての業界の懇談会を年二回ほど催しまして、そこで需要をにらみながら大体のその生産を相談をする、また母船式のスケソウダラの加工以外に、まあ北海道あるいは内地にスケソウダラを持て来てすり身をつくるということがあつたわけですね、非常に港へ一べんにスケソウダラの船が入りますと非常に魚価が下がるということがございますので、私も港に入る隻数をできるだけ調節をいたしまして、一べんにわつとスケソウダラの大群がある港に集中するということがないようにして価格の

安定をはかつておるわけでございます。それでこのように、まあ四、五年前まではとても想像できないような百六十万トンぐらゐのスケソウダラがとれるわけですが、価格は大体一決して高い価格ではございせんけれども、安定をしてきて、現在のところ百六十万トンのスケソウダラがとれてもかまほご等の需要によつてすり身の需要が安定してゐると、さらに港に入港の調整がある程度行なわれているということ、私はスケソウダラの魚価というものは相当安定してゐるというふうな考えです。これはまあ大衆魚その他、まあ大衆魚といつても内容が相当最近はおつておるわけでございますが、幸いにスケソウダラを除けば魚価の点で非常に心配になつてゐるものは現在のところはあまりないのではないかとこのように考へておるわけでございます。

○川村清一君 昨年の九月の末に私北北海道の利尻、礼文島に行きまして漁民と懇談会をやつたわけですが、いまから、そうですね、いま五、六年くらい前まではあの島に行きますと漁民の方々は私どもの顔を見るといふと第一に訴へることは、底びきの禁止区域の拡大を訴へる。で、その理由は何かという、稚内と利尻、礼文の島の間に、ボケット地帯というのがあるのです、そこにタコのばけなががあるわけですね。ところが、そのタコ釣りなわをスケソウダラにみな切られてしまふ。そこで、タコの漁業というもののあの島の漁民はほとんど依存しておるものでありますから、それを守るために底びき禁止区域を拡大してくれという陳情が集中しておつたわけですね。ところが、昨年九月に行つてみると、驚くことに底びきのソの字もなければタコのタの字もないわけですね。何を一体われわれに陳情するかという、領海三海里を十二海里にふやしてくれと、こういう陳情ですね。これは妙なことになつたものだ。何といひますか、外交関係でめなければならぬいようなそういう問題を陳情されてしまつてちよつと戸惑ひまして、どういふことでこういふことになつたのかと思つていろいろ聞いてみますといふ

安定をはかつておるわけでございます。それでこのように、まあ四、五年前まではとても想像できないような百六十万トンぐらゐのスケソウダラがとれるわけですが、価格は大体一決して高い価格ではございせんけれども、安定をしてきて、現在のところ百六十万トンのスケソウダラがとれてもかまほご等の需要によつてすり身の需要が安定してゐると、さらに港に入港の調整がある程度行なわれているということ、私はスケソウダラの魚価というものは相当安定してゐるというふうな考えです。これはまあ大衆魚その他、まあ大衆魚といつても内容が相当最近はおつておるわけでございますが、幸いにスケソウダラを除けば魚価の点で非常に心配になつてゐるものは現在のところはあまりないのではないかとこのように考へておるわけでございます。

たのでございます。でその数字につきましても、ま先生がおっしゃったわけでございますが、実は当時は非常に生産も伸びておりましたし、需要もかなり高い伸びを示していたというふうなことで、確かに非常に強気の見通しであったかと思うのでございます。その後、御承知のとおり昭和四十三年の十一月に「農産物の需要と生産の長期見通し」を立てまして、その際の見通しといたしましては、四十一年を基準年次といたしまして、五十二年に大体一・九倍ないし二・一倍ぐらい伸びるであろうということで、まあ酪農近代化基本方針を示した以後の酪農の歩みを見まして、これらを勘案しつつも申し上げたような数値に改定をいたしております。

そこで、酪農近代化の基本方針につきましては、おおむね五年ごとに定めるということになっておりますので、昭和四十五年にはひとつこの問題に取り組みたいというふうに考えておるのでございます。たとえば生産もそれほど伸びなかつたし、需要もやや停滞ではないかといううようなお話があるわけでございますが、生産の面におきましては四十一、四十二が停滞をいたしまして、四十三年以降はまたかつてのようになり高い生産の伸びを示しております。それから需要のほうでございしますが、需要はむしろ逆の動きを示しまして、四十一、四十二年はかなり高い水準で伸びたわけでございますが、四十三、四十四とやや停滞をいたしております。特に飲用乳の伸びが鈍化したし、おけることがいろいろ問題の発端になっておるわけでございます。これは一つには、まことに残念な

ではございますか。また半導体は必ずしも日本の消費生活に定着していないというようなことがあるわけでございまして、たとえば夏場と冬場におきまして消費の量が非常に違つておるといふようなこと、特に最近におきましては、ここ引き続き小売り価格の値上げというようなことも実はございまして、これらが消費の停滞にもつながるといふようなことで、いま言ったような状況になつておるといふふうに認識をいたしております。

四千四百三十五トンというふうに減じております。
○中村波男君　そこでまあ農林省としてまとまっております。一番近い時点におきます一年間のチーズの消費量、これを生乳に換算してどれくらいになるか、あわせて粉乳とバターの消費量も御報告いただきたい、こう思うわけです。

○政府委員(太田康二君)　チーズの輸入量でございますが、プロセス・チーズの消費量は、昭和四十三年が三万三千百九十四トン、四十四年が三万七千八百二十七トンでございます。バターの消費量が、私の手持ちでは四十三年の数字でございますが、三万二千三百七十八トン、それから脱脂粉乳が四万九千七百六十九トンでございます。

○中村波男君　生乳換算はわかりませんか。

○政府委員(太田康二君)　ちよつといま手持ちの数字がございせんので、後ほど調べまして……。

○中村波男君　そこでチーズに消化をしておる、いわゆる国内で消化をしておる量はどれくらいになつておりますか。

○政府委員(太田康二君)　ナチュラル・チーズの国内生産量は昭和四十三年が七千九百四十六トンで全消費量の二三・九%、それから四十四年が八千二百四十九トンで二一・八%、こういうことに相なつております。

○中村波男君　私はことしの牛乳の需給動向から見まして、大半を、特にチーズ等は輸入原料なり製品輸入に仰いでいるという、こういう実態から見て、これはやはり国内の酪農を守るという立場からいまして、チーズの国産化といひますか、国内生産を高めるような方針を早急に進めるべきであるというふうな前々から考へておつたわけですか。この点は政府の政策というのにはまことに私はおくれとおつたと言わなければならぬと思つたわけでありまして、そこでさういふ、ナチュラル・チーズの国産化について農林省が相当まとめたところあるというのを聞いておりますので、その内容を具体的にひとつ御説明を賜りたい、こう思つたわけですが。

○政府委員(太田康二君)　実は一昨年の暮に森永

乳業とクラフトコ会社の合併会社ができるというので認可申請が出まして、これをめぐつて関係業界とわれわれ大いに話し合ひをいたしたのでございまして、その過程におきまして、ただいま中村先生のおっしゃいますように、将来需要が非常に伸びますところのナチュラル・チーズの国産化といふことにこれから真剣に取り組まなければならぬといだらうというところでいろいろ検討いたしましたのでございまして、その検討の過程におきましていろいろな案があつたわけですが、最終的にはナチュラル・チーズにつきまして関税割り当て制度を導入して、国産ナチュラル・チーズの育成策をとるということにいたしましたのでございまして。

その関税割り当て制度の内容を申し上げますと、御承知のとおり現在のナチュラル・チーズに対する関税率は三五%ということに相なつておるのでございまして、大体輸入ものが二百十日前後、国産はまだ雪印しかまだ実はやつておりませんような実情でございまして、その倍以上のコストがかかつておるといふようなことに相なつておるのでございまして、したがって国産化はなかなかそのためにもむずかしいということにも相なるわけでございますが、そこでナチュラル・チーズに適用する税率を当分の間、政府の割り当てを受けた数量の範囲内において輸入するものにつきましては二五%関税を切りまして一〇%にする。その他のものにつきましては従来どおり三五%の関税をかける。

そこで政府の割り当てでございますが、プロセス・チーズの製造原料として国産ナチュラル・チーズを使用するものに對しましては、国産ナチュラル・チーズの使用数量の二倍を限度として——これを要するに平たく言えば、国産で百トンつくつておる、で、輸入を二百トンなるといふ場合のその二百トンにつきましては関税を従来の一〇%の関税にするということにいたしましたのでございまして、これをいまの関税暫定措置法の一部改正という形で、こういった育成化の措置を内容としたものを今国会に提出して御審

議をいただいております、こういうことでござい

○中村波男君　その問題との関連で、この機会にお聞きしたいと思つておりますのは、MKチーズを条件づきとはいひながら許可されたのでありまして、日本のチーズ産業と申しますか、チーズの製造が企業的にほとんど成り立つておらない、こういう状況の中でMKチーズを条件づきとはいひながらこれを認めたとすることは、たとえて申し上げますならば子供とおとなが相撲を取る、ふんじかつきと横綱が相撲をとるといふようなことになつて、片方でナチュラル・チーズの国産化に農林省がまあある程度腰を上げたといひながら、片方ではそれを圧迫するようなことを認めたといふことは、どう考へても本腰でこの問題に對処しようとする農林省の姿勢としては納得がいかないわけなんです。ひとつその間の事情と条件づきで認めたMKチーズの今後の日本における市場にしろるシェア、あるいはチーズ産業に対する影響等を具体的にひとつ率直に御説明をいただきたいと思つたわけですが。

○政府委員(太田康二君)　関税割り当て制度を実はとりましてわけでございますが、これはなぜさういふことになつたかということでございますが、御承知のとおり、現在雪印乳業は国産ものを大体三八%ぐらい使つております。にもかかわらずオール輸入の安い原料を使つておるメーカーとの間にいつぱに競争が実ではできているということ、は、御売り価格にかなりの価格差が、実はブランド差があるわけでございます。そういう実態も踏まえまして実は関税割り当て制度という制度に踏み切つたのでございまして、そこで、MKチーズの認可の問題からいまして、いま先生御指摘のとおりに念書を取つたわけでございますが、これはまあ企業家の秘密といふことで外にはあまり申し上げておりませんが、その内容を概括的に申し上げますと、やはりMKチーズもできる限り国産化に協力してもらつたということがたてまえでございますから、一応われわれが取りました念書の内容とい

しまして、生産初年度においては少なくとも一〇%以上は国産ナチュラル・チーズを使用する、以後逐年その国産化の比率を高めて、数年後には国産ナチュラル・チーズを三分の一以上使用するといふような一札を取つております。

それからシェアの問題でございますが、これは当面国内のシェアは一〇%を上回らないといふようなことでございまして、それ以外に企業活動はチーズ部門に限るとか、あるいは国内同種企業との協調を保つとかいふようなこと、それから役員比率を変更する場合には農林省の承認を得るといふような念書を提出したのでございまして。

○中村波男君　さらに乳製品の資本の自由化の農林省としての日程ですね、昭和四十六年にはほとんど資本あるいは物による自由化というのが全面的に受け入れられなければならないような状況にあるとわれわれは聞いておるわけですが、これは重大な問題でありますので、そういう立場でどういふように今後資本の自由化について対応策をお持ちになつておるのかどうかという点について、これはやはり農林大臣から承りましょう。

○國務大臣(倉石忠雄君)　いまお話のように、自由化の問題につきましては、わが国全体の貿易政策の重要性にかんがみまして政府としても対処していかなければならぬのであります。私も国内の農産物資につきては、これはどうしてもさういふことはまずいといふようなものは拒否していかねければなりません。大きなものでも、たとえば濃厚飼料の原料等はすでに自由化されておるわけでありまして、そこで……失礼しました。ちよつと聞き違ひまして、資本の自由化とおつちやつた……失礼いたしました。これはわが国の方針ももうすでにきまつておりまして、一部産業を除きますもの以外は四十六年末までに自由化するといふことの約束が取りつてあるわけであり

○中村波男君　そこで、MKチーズは森永とアメリカ資本との進出であります、今後日本の乳製品をめぐつて資本の進出といふことも考えられる

のじゃないか。またそういう動きが今日あるという状況にはないのか、こういう問題からMKチーズだけは許可したけれども次は許可しないというように、こういう政策的にまた行政措置としてできにくくなるということからいたしまして、私たちはこの問題に対して重視をしておいたわけであります。そういう点について今後の見通し、また政府としてはどういう方針で臨もうとしておられるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(太田康二君) 技術提携等の話は一、二あるようでございますが、MKチーズみたいな形の資本の自由化に伴いますところの合併会社の設立の話は具体的に日程にのぼったものとしては乳業関係としてはわれわれは聞いておりません。それから今後のナチュラル・チーズの問題でございますが、一応関税割当て制度によりまして、当面は対処するというにいたしましたのでござい

ますが、これを実行してまいりまして、さらに国産化の進展が不十分であるという場合には、いまの抱き合わせの比率一対二という比率を改善することも考えなければいけないのではないかと。さらに事態の推移に応じて必要がある場合には、関税率を現在一〇%までにいたしたわけですが、これをさらに調整するというようなことも必要とあればやることも将来の問題として考えなければならぬのではないかと。まあ、これらの処置をもつてしても、なお不十分な状態であると認められるときには、さらに国産化比率を高めるための適切な別途措置、まあ具体的にまだ練られたわけではございませんが、不足払い等も場合によって考えられないかというようなことも、実は最終的なMKチーズの認可の段階に当たりまして、与党あたりとも十分協議した段階におきまして、われわれはそういうことも実は将来の問題として考えてまいりたいというふうに申し上げておるのでございます。

○中村波男君 大臣にお尋ねしたいのですが、さいぜんも御指摘をいたしましたように、「総合農政の推進について」という基本方針にも選択的拡大

の大黒柱に畜産を置いていらつしやる。また米の過剰対策としての作付転換としても飼料作物等を相当大きく期待をいらつしやる。そういう中で、とにかく多頭飼育が順調に進行いたしまして、乳の生産は毎年伸びておる。また消費も毎年毎年伸びる傾向にある。したがって、完全自給というところは私は畜産において達成できるものであり、達成しなければならぬというふうにも思っております。そういう中であつて、わずかに四百五十万トンの生乳が生産されたからといって畜産事業団の買入れを大きく発動しなければならぬというふうな事態が何とおかしいと思ふわけなんです。それはどこからくるかというならば、やはり畜産物の輸入がどんどん増大しておるといふところに大きな原因があるのではないかと。というふうに思ふわけなんです。したがって、質問との関連で言えば、乳糖、ミルク・カゼイン、脱脂粉乳等については課徴金制度を設けるべきではないかと。あるいは牛、豚等の食肉についても課徴金制度を設けてやはり輸入抑制という政策的手段を考えるべきではないかと。これらについて農林省として相当課徴金制度というものを真剣に対策として考えておられたようでありまして、残念ながら四十五年度の予算あるいは施策の中にはそういう考え方というものが後退をしましておるように見受けられるわけなんです。私の申し上げたそういう立場で、農林大臣は今後いよいよ国内自給を高める。国内農産物の需給安定をはかる。そのことは農家経済の安定向上の道につながつておるのであります。世界の趨勢として自由化を阻止するわけにもまいらぬでありまして、許された道というものは、最大の効果のある方法として課徴金制度ではないか、こういうふうに考えているわけですが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) お答え申し上げます。私はいま中村さんもお認めになりましたように、わが国が国際経済の中に、しかもいまのような成長を維持しながら、立ち向かつてまいりますために、やはり御指摘のように資本の自由化、貿易の自由化は、これはもう勢いがそうなつておると思ひます。そこで、私も農家の立場から考えてみますと、したがって、いま国際経済の中に立つていくためには、農業、その面だけ取り上げて考えてみてもなかなか困難があるわけでありまして、全体のやはり日本産業の国際社会における立場の中で、私どもは農業にどういうふうに対処していくかということかと思ふのであります。で、「総合農政の推進について」というものを発表いたしましたけれども、私もまだたいにまことでお話し合いが行なわれておりますようなものにつきます。もう中村さんも御指摘のように、米の生産調整をいたす半面において、転換作物についてどういうものがその地域、地域で適当であるか、またわが国の全体の食料政策の中でどういうものを特段に助成すべきであるかというところのお話のそれから出てまいるわけでありまして、そういうようなもの、国際競争力を維持してまいりま

すために、やはり価格政策ということには非常に大切なことかと思つております。農政審議会等でもそういう意見を中間報告にもいろいろ検討すべく資料として出していただいておりますが、私もさらにいろいろな方面とも相談をいたしまして、いまお話をいたしましたようなことについて慎重に検討いたしておるわけでありまして、「総合農政の推進について」の中にも、いまお話をいたしましたような価格政策について掘り下げて検討してまいるといふことをも言つておるわけでありまして、したがって、いま私がここでまだ確たる方針も決定いたしませんうちにとかくことを発言いたしまし

すことは御遠慮いたすべきであります。いま私が申し上げましたことで大体私どもの考えておりますことを御理解いただけたらと思うのです。わが国がやはり農業を維持してまいらなければならない、重要なものについては、これはどこまでもまた国家的に維持、増進していかねばならない、そういう前提に立つて対処してまいりたいと、こう思つております。

○中村波男君 もう予定の時間がすでに過ぎ去つておりますので、いろいろこまかく質問ができな

いわけではあります。端的に質問いたしますが、農林省としてはいまの段階で課徴金制度といううなものを研究し検討してそれを適用する、発動するということなどは全く考えておられないのか。前向きでそういう点も考えて、価格政策というものを今後やろうとしておられるのか、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほど申しましたように、まだ最終の方針がきまつておりませんうちに、よけいな発言をしてまた問題を起すといけませんから(笑)慎重に申し上げておるわけでありまして、ここにも書いてありますとおり、やはり輸入入について、価格政策については十分前向きで検討しなければならぬと言つておりますのは、いまあなたが御指摘になりましたような大事な点について私どもも深く掘り下げて検討いたしておると、こういうことであります。

○中村波男君 私先般本会議で指摘をしたように、新経済社会発展計画を読んでみましても、価格問題に対する提言は、価格安定のため生産、流通の合理化、近代化、これはいいですね。その次が輸入制限の緩和ないし撤廃にとめる。すなわち、輸入制限品目の自由化、輸入割当のワクの拡大、関税の引き下げなど、積極的な施策をとるべきであるというのを主張しているわけなんです。したがって、最近財界等から、また政策的な面から、政府の方針として物価を引き下げるといふことが強く要求されておるということから考えましても、いま私が指摘をしたように、輸入が全面的に自由化されるというふうな中で、日本の農産物がその中にほり込まれたらどうなるかというのを考えますと、これはやはり私は国内の農産物を安定的に供給させるための価格政策というのは輸入との関連においても相当前向きで検討すべきではないか、こういう立場で御意見を申し上げます。大臣の所信をお聞きしているわけなんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話のありましたようなことを考えながら価格政策に取り組んでまいりたいということでありませう。

○中村波男君 それから、もうはしって質問いたしますが、いま畜産審議会が開かれておりますが、加工原料乳の保証価格を本年度は幾らと農林省は算定をして諮問をされておるのであります。いま発表できませんか。

○政府委員(太田康二君) 目下試算中でございまして、まだ確定はいたしておりません。

○中村波男君 おそらくそういう答弁がはね返ることを考えて質問したわけでありませうが、もちろん答申の前でありますから、実際に作業が終わっておるか、終わっておらないかはわかりませんけれども、具体的な数字を示されたいことも、この場合合理的に思います。そこで、昨年と比べてどれくらいという、金額は言えぬにしても、アップするということがあるのかどうかということを、まず承っておきたいと思うわけですが。

○政府委員(太田康二君) まだ試算を最終的に終わっておりませんので、何とも申し上げかねるのでございます。

○中村波男君 さらに御質問いたします。私は、いろいろ品目によつては国際価格と比較いたしまして高いものもありますが、平均すれば、特に畜産物について、生産者価格は国際価格に比べて、そんなに大きく高くないのではないかと、いろいろに思いますが、その比較を、ひとつ資料があるならば、明らかにしたい、こう思うわけですが。

○政府委員(太田康二君) 国々によつて実は違つてございまして、確かにそういう見方も成り立つわけではございますが、一般的にいえば、まだ若干高いのではないかと、というのが実態だろうというふうに考えております。

○中村波男君 私は、何と云つても、問題があるのは、消費者段階へまいりますと生産者価格より二倍以上にはね上がるというところが、農産物価格の問題として重大だと思つております。したがつ

てさいせんも申し上げましたように、物価抑制の見地から、もっと輸入をふやせという、こういう経済的な要求がある。したがつて、相当畜産物については輸入が行なわれております。そのことが、逆にまた生産者価格を抑制するという悪循環を来たしたおそれがあるというふうに思つております。これをどう調整するかということになりますならば、基本的には農産生産の基盤の整備、強化をはかるというところが一つであると思つております。それから価格政策が私は急務であるというふうに思つております。

したがつて、流通の革新、消費の拡大と輸入の抑制など、総合的かつ強力な施策へ発展をさせなければ、どんなに畜産部門を成長の目として政府が置いておかれまして、乳牛の頭数というものは政府の指標のようにふえていかなければ、いづれ悪循環を重ねておそれると思つております。これは流通の合理化の問題、あるいは輸入抑制の問題等々について、具体的に質問をし、私の意見を申し上げたいのでありますが、時間が過ぎましたので抽象的な答弁をいたしても意味がありませんから、ひとつ前向きで、真剣にこれらの問題と取り組んでいただきたいということを強く要求いたしまして、大臣の所信を承りたい、こう思うわけですが。

○国務大臣(倉石忠雄君) 畜産物につきましましては、牛乳、乳製品、豚肉、卵等は現在おうむね国内供給が確保されておりますけれども、牛乳につきましては、生産が必ずしも需要の伸びに即応できないで、輸入制度の円滑な運用による供給の安定をはかつておるわけでありませう。また豚、鶏の飼養頭数の増加に伴ひまして配合飼料の原料であるトウモロコシ、マイロの輸入が、国内生産が困難な事情もありまして、増大はしておるものの安定的な供給の確保につとめておるところであります。

わが国における畜産物需要は今後も順調に増大することが見込まれており、その観点から各品目ごとに生産の一その振興をはかり、国内供給の向上につとめてまいりたいと思つて存じます。すなわち畜産の基礎的生産基盤である草地開発事業、既耕地における飼料作物の作付拡大等、飼料基盤の整備を計画的かつ強力に進め、また乳用牛、肉用牛の導入をはじめ積極的の生産対策を講じておりますが、さらに酪農につきましましては、加工原料乳不足払い制度の適切円滑な運用、学校給食の拡大等々意を用いておるところであります。肉用牛につきましましては、その価格の安定が生産の拡大につとめておることに心がけてまいりまして、新たに価格安定対策を実施することとした次第でございます。

○中村波男君 最後にもう一つだけお聞きをしておきたいと思つて、畜産公害の問題は、これはいま畜産農家が頭をかかえておる問題であり、また社会問題として、政府の畜産公害に対する対策等は弱く私は思つておるわけですが、そこで何としても都市近郊の畜産農家というのを相当都市から離れたところへ集約的に営農を移すという、こういう必要があると考へておるわけですが、したがつてそのための施策として市町村あるいは農協等が集団共同畜舎を建設して、これを分譲するところもあるわけですが、そういう制度をこれは農林省も積極的に進めたいと思つておるのか、こういう点について農林省としては何らかの検討がなされておるか、どうか、また今後そういう政策についてどういう考へで進められるのかどうか、以上で質問を終わりたいと思つております。

○政府委員(太田康二君) 実は四十四年度予算におきまして、いま先生が御指摘の集団移転の実態調査をすつといたしまして、これらの調査の結果に基づきまして、四十五年度予算には畜産団地造成事業の予算を公共事業費として計上をいたしております。この考え方は都市近郊におきましてこの畜産農家が集団で経営移転を実施していく、それが同時に公害の問題の解決にも役立つという、このような場合に補助を行なうということでございます。

して、予算としては三億六百六十八万六千円というものを公共事業費として要求いたしております。さらにそのうらはらになるわけでございますが、農林漁業金融公庫に畜産公害対策移転施設資金というものを設けて、集団移転をいたしますところの個別移転の方に対する融資措置というものは実は講じた次第でございます。一、四十五年度には二十五カ所ということでたていま申し上げた金額の予算を要求いたしているわけでございます。

○藤原房雄君 だいぶ時間もたちましてあれでございますが、過日の大臣の所信表明に對しまして若干基本的な問題について伺ひたいと思つております。一つは総合農政の推進についてということで、総合農政というものがいろいろ論じられて今日までまゐりました。まあ具体的な問題になりましていろいろあることがあつて、土地政策、土地の問題が大きい、クローズアップされて、総合農政の目指す方向が大きい、ゆらぎが、国全体の土地利用計画、先ほども任田議員からお話があつたんでありますが、総合的なものは将来を見通して策定するということとはなかなかむずかしいことなのでありますが、これを「総合農政の推進について」という基本的な考え方からして、この土地利用計画というものはつきりしてない、と将来に大きな幅根を残すんじゃないか、このように考へるわけではあります。現にこの土地政策の導入によつて長期展望にもいろいろ混乱が起きつつある、このように考へるわけですが、まあ端的に申しまして日本国民の食生活をまかなうためにはどれだけの農地が必要であつて、どのように今後これを推進していくのかという基本的な問題について所見をお伺ひしたいと思つております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほどもここで話があつたやうであります。私もとりましては、

土地利用区分ということはぜひ必要なことである
と前々から考えておるわけでありました。前回の国会で御審議を願ひ成立いたしました農業振興地域に関する法律などの精神も、そういうところから出ているわけでありました。だんだん技術も進歩いたしましたし、一般の社会情勢も変化してまいっておるときでありまして、まだそういうことについて正確な計画というものはありませんけれども、やはり私も現状の農産物、食料確保のできる農業、これを維持するためには、われわれの農業という立場で必要な土地利用区分についてはしっかりと計画を立てて進んでいきたい、こう思っているわけでありました。

○藤原房雄君 それから所信表明の中にありました、先ほどもちよつとお話があったのでありますけれども、広域農業集団の形成というのをうたつておられます。これはこれからの問題だと思ふのであります。まあ環境整備ということとは非常に大事なことであります。そこで私に考えますことは産業を地方に分散するということだと理解しておるわけですが、これに伴って農家において若年労働者または世代の交代、こういうことが現在大きな問題になっております。現在学卒者であつて就職するものが五万、六万または七万というふうにいわれておりますが、こういうことが続きますと、理想的な広域農業集団というふうなものを考えましても、農村がほんとうに魅力あるものとして、そしてまたそこに農業にいそむ人たちの労働力というものがはたして定着することができるのか——というこの若年層の減少、世代の交代、こういうことからして、この広域農業集団の形成ということとは実現はなかなかむずかしいことではないかというふうに考へるのであります。この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) これは私も似たしました。先ほども申し上げましたように、国民の食料需給、この自給度はしっかりと維持してまいりたい、こういう考え方でございますが、藤

原さんですによく御存じのように、その生産技術も大いに進歩いたしまして、純粋の農家でも若干労働力は余分に出来てまいります。そればかりじゃありませんで、「総合農政の推進について」でもいっておりますように、私もやはりつばな農業が、他産業に比べてひけをとらない自立経営農家を育成していくということが一つの大きな眼目ではありますけれども、やはり地方にはそれに至らないいわゆる兼業農家も数多いわけでありまして、が、私ども、地方の多くの方々は、または農業団体の方々も、接合して、やはり地方に適當な産業を誘致することを目指し、望んでおられますし、国全体といたしまして、私も、だんだんとこの一定の地域に膨大な工場地帯が出てきて、そしてそこにも多くの労働力が集中してしまふというふうな傾向は、決して国家全体として好ましいことではないと思ひます。かたがた、いろいろな状況を考えまして、やはり地方においてはいま申し上げました自立農家を中核にいたしまして、そしてそのまわりを兼業農家あるいはもうちよつと小さな農家の方々も配して、そういう形で比較的調和のとれた広域農業集団地というふうなものができていくことが望ましいのではないかと。そして、なるべく地方に公害を伴わないような産業をできるだけ分散することによって、同時に、政府はいま一生懸命で地方道、農道、林道等に力を入れておるわけでありまして、そういうことで交通の便がよくなれば、いわゆる将来はおそらく過疎地帯になるであろうと思はれておるような地域の労働力も、その付近に出てくる産業に就職をして、そして現金収入を得てもらうというふうな形ができていくことが望ましいのではないかと、こういう考え方でありますが、まあそういう考え方の中核になりますために、昭和四十五年度予算で御審議を願つております予算の中には、御承知のように、これはもう全国の人々の御要望でありました大型農道を、各県にとりあえず一本ずつ入れることにいたしておりますが、あれは、やがてその地方地

方の産業が結ばれてまいる幹線になり得るものではないかと思はれます。そういうふうなふうにいいたしまして、広域農業集団的なものをつくつてまいりたい、こう思つておるわけでありました。

○藤原房雄君 時間がありませんで次に移りますが、どんな仕事でも、見通しのない仕事というものはほんとうにいやなものであります。このたびの減反問題であります。これはいままでのいろいろな審議の過程で、ことし一年であるということがいわれておるわけでありまして、このように農業は短期間のうちにできるわけではありませんで、相当やはり長い目でいろいろ準備も必要でありますので、こういうことは早くにものごとくきめてあげなければ、農家の方々はたいへんためどろろではないか、このように思ふのであります。減反の大半が休耕で、この休耕というものはことし一年ということ、結局恒久的でないという、そこに問題があると思ふのであります。転作するにいたしまして、政策的な配慮があつて永久性のものがそこになれば、結局また一年だけ同じような状態が繰り返される。こういうことをいろいろ考えますと、本年一年であるということをおしやつておられますけれども、明年またはそれ以降に對する見通しというものはどのようになつていらつしやるのか。またいつごろ農家の方々に方針というものをはっきりと伝えることができるのかという、この点について……

○国務大臣(倉石忠雄君) 米の生産調整をいたしますために、御存じのように百五十万トン分ことは調整をしよう。そこで、百万トン分はでき得べくんば転換をしていただきたいということでありまして、それはもう減反していただく方には御存じのように反当り三万五千円を奨励金として差し上げるといふことにいたしました。藤原さん御指摘のように、全く私も農政の立場から御同感でございます。私自身は予算折衝などにもそういうことを述べたこともございますけれども、一応予算は単年度ということ、臨時緊急のものであるということ、本年一年ということにいたしました

わけでありまして、御説のように、農業というのは時間のかかる問題でございますので、さらにこういう政策が継続されるように努力はいたすつもりでありますけれども、一応本年だけである、こういうことにしておるわけでありまして。私も希望しておる事柄がある程度目鼻がつきましたときに、これからどういふふうな手を打つていくかということについては、そのときいろいろな、できましたその結果について掘り下げて研究をいたしまして、それから先の処置を考慮してまいりたい、こう思つておるわけでありました。

○藤原房雄君 奨励金のことでございますが、いままでも当局からの発表もあつたわけでありましてけれども、農家の方々がございます。先日新聞等にも出ておりましたのですが、減反が割り当て以上に進んでおるところ、それからまた非常におくれているところ、こういうところがいよいよ新聞にもあげられております。北海道の一部におきましては、目標をはるかにオーバーするというふうなところもございまして。ことしはたいへん雪が多いとか、長期予報からして本年は冷害型だとか、こういうことも言われているそうでありまして、また指導的な立場の人、実際に仕事に携はる方、その立場立場でいろいろな考へがあると思ふのであります。それらの方々は、いままでも当局の発表にはあるのでありますけれども、減反の目標を大きくオーバーした場合に一体どうなるのかという、こういうことを、いままでの発表ではっきりしているわけなんですけれども、心配しておるのです。

それからまた補助整備事業の施行と奨励金とは一体どういふふうなことになるのかという、単純なことのようにありますけれども、實際下のほうにいきますと、こういうふうなことがいろいろ取りざたされているというふうなことも聞いているわけなんです。この点について、この席でもう一度はっきりお伺いしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) こまかな各村々の計画といふものはまだ私も把握いたしておりませんけれども、いろいろ各地の状況を地方の県知事、農業団体の方々からお話を聞いております。お説のように、かなり今回の時期が最も重大な時期であるということで御協力を願っておるようであります。それで、いまお尋ねのように、予定いたしました分をオーバーされたところには、やはり政府の方針としては同じように生産調整の奨励金は差し上げるといふたてでまえてやっております。

○藤原房雄君 休耕ということになりますと当然労働力が他に動くようになるわけでありますが、ここで当然起きてくる出かせぎ農民の対策という点も労働省とも関係があると思ふのでありますが、こういう問題についても真剣に考えなければならぬことだと思ふのでありますが、この点については何かお考えございますでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) これは今回にわかに始めたわけではございませんが、先ほどちよつと申し上げましたように、私どももいたしましては、やはり地方に産業を分散していくことが国の政策としていいことであるといふことが一つ、また地方でも、御存じのようにそういう要望が各地に熱心に起きております。それにまた兼業農家の方々などではその兼業の部分、つまり労働力が余っておられる面もかなりあるわけでありまして、そこで、そういう方々に、遠くへお出にならないで、地元に分散される産業に就職をされて、現金所得を取られるというこはたいへん望ましいことであると思ふので、いままでも産業界などといろいろな話を政府は合せておりますが、昭和四十五年度予算に、ちよつといま記憶がございませんけれども、労働省ではそういう地域の方々、つまりそういう地域に県知事あるいは市町村長、そういう方々に、つまりよそから移転していく産業というものは話があるわけでありまして、そこで私どもとしては、労働省と通産省と農林省が一

緒になりまして、いろいろなその産業界で地方に仕事を分散していくとする計画の業界、そういう人々と事前に打ち合わせをいたしまして、そうしてAならAという地域にどういふ産業を分散していくつもりだということに、およその計画が立ちますならば、その付近の労働力に対して、労働省は、やがてそこへ出てくるであろう産業に就職のできまうように職業訓練制度を実施しよう。その訓練期間中は訓練手当を支給しよう。ちよつとあの石炭対策のときにやりましたような、あいうことで考えているわけでありまして、そのための昭和四十五年度予算では、労働省予算で四億四千万円を予算としております。通産省もやはりそういう調査のために予算を計上いたしておるわけでありまして、そのようにいたしまして職業相談、職業紹介、職業訓練の制度の充実をいたしてまいりたい。そしてそうならば、そういう産業が出てまいりという点になりますれば、その地方の余った労働力というものは、自分の実家のほうから交通が便利でさえあれば通勤もできるわけでありまして、からして来年度予算——ではこれはもう来年度予算に始まったわけではございません。前からありますけれども、政府は地方道に補助金を出す制度をすでに三年前から実施しております。農道その他にわれわれは力を入れるようにいたしまして、農山村における交通の便をできるだけよくしようといううな方向もいま私が申し上げましたようなことの一助にもなるし、地方開発のためにもなるということであるので、そういう施策をとっているわけでありまして、

○藤原房雄君 先ほど水産庁長官のいろいろなお話もございましたが、この前台湾訪主の被害がございまして、東北、北海道たいへん被害がございまして、これは天災融資法、激甚災害法適用になったのでしょうか。

○政府委員(大和田啓吉君) 激甚災害関係は、共同利用の小型漁船と養殖施設が本日の閣議できまつたわけですが、また、天災融資法も同様でございます。○藤原房雄君 こういう災害がありますときには、農産物の関係ですと比較的調査等が進むのが非常に早い。被害状況やなんかで早く掌握される。この水産関係のほうは、いろいろな事情もあると思ふのでありますが調査がなかなか進まないといふ、こういうことをよく感ずるのでありますけれども、政府としての調査制度に何か農業関係、農産物関係と水産関係の被害状況の掌握の面について違いがあるのでしょうか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私どもたとえば漁港の災害等につきましては、できるだけ早く査定なりあるいは災害復旧の指導をいたしておると思いますが、これは農業土木関係に対して遜色はないといふふうに考えております。しかし養殖施設等につきましては、実は農作物の被害でありますれば被害統計が出るわけでありまして、これは現在の機構では県の調査を大観的に農林省は査定をするといふこと以外にはちよつと道がありませんので、農作物と水産物の被害は調査の方法が違うわけでございますけれども、いずれにしても災害の問題でございますから、私どもは漁民の迷惑にならないようにできるだけ早く措置を講ずるようにならなうに思ひます。

○向井長年君 もう時間が六時でございますが、大臣朝から予算委員会でおつかれと思ひますので、実は米の生産調整の問題、減反あるいは転作、休耕、いろいろな問題について具体的にお聞きしたかったのでありますが、これはまたの機会にいたしたいと思ひます。

そこで総合農政、総合農政と言われているのですが、この問題について国民はこれはあまり総合農政といつてもわからないのです。これは私はこういうように解釈するのですが、こういうことではないのかとつ大臣にお聞きしたい。先般りっぱな所信表明を拝聴いたしました、三つの問題が中心ですね。ところで衣やあるいは住という問題については必ずしも十分じやございませんけれども、それぞれこれに対しての施策が講じられておると思ひます。最も大きな国民生活に重要な問題は食生活なんです、この食生活を

一手に引き受けておるのは農林省だと思ふんです。そうですね。したがってこの農林省が食生活を一手に引受けている問題については、少なくともこの農林省の使命といふものは、まず第一に、それぞれの生産者が意欲を持って生産に従事する。あわせて生産者のいわゆる所得の向上をはかつていかなければならない。一つはそこにあると思ふんです。一つにはですね、少なくとも消費が非常に簡便に良質なものを安く買って生活に中から完全供給という問題が出てくるかと思ふのであります。三番目には、まあやはり日本の生産物のできるだけ輸出の拡大をはかる。こういう問題もその中に入ってくると思ひます。こういうことが本来であるならば総合農政というやうなむずかしいことばで、これを推進するためにあらゆる分野で施策を打ち出し、それを実施していくことが総合農政ではなからうかと、こう思ふのです、大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) たいへん要領よくお話をいただきました、そのとおりでございます。

○向井長年君 そういうことを実施しようとするならば、まず総合農政の基本方針といふものが、この大臣の所信表明に出ておりますように、まずやはり農業構造の改善をやらなければならぬ。あわせて食料の安定供給をやらなければならぬ。農産物価格の安定と流通機構のいわゆる近代化をやらなければならぬ。そして新しい農村の社会建設を行なわなければならぬ。こういうことが私は柱になると思ふのです。そうすれば、これを実施しようとするならば本年度、先般説明があらしましたこの予算措置でございまして、大体農林省の所管につきましては、八千五百三十億、その他関連の予算を入れますと九千七百七十七億、四十四年度に比較すると、一千五百十二億円の増加となっている、まあこういうことでございまして、これでこの予算でいふ言つたことが十分というか、十分じやなくとも大半本年度実施できるのか、こう私は聞きたいのです。この予算措置を見ますと、い

ろい項目をあげております、具体的に。しかしこれは少なくとも、いま言った目的のためには実際は中途半端に終わるのじゃないか、こういう懸念が私にはするわけですが、この点、大臣は本年度の予算で、この所信表明されたことが十分遂行できると、こう考えておられるかどうかお聞きしたい。

○国務大臣(倉石忠雄君)「総合農政の推進について」は、もうお手元でらんくだったことだと思ひますが、先ほどたいへん要領よく趣旨のおもなところをお示しになりました。私もこれはやるうと思ひまして、私も独断でもいけませんので、農政審議会等にもはかりまして種々研究いたしました結果、そういう方針をきめ、そしてこの方針を遂行いたしますために、今度まあ過ぎ去ったことにつきましては白書等において、また「四十五年度において講じようとする農業施策」等を皆さま方もこれから差し上げるわけでございまして、二月二十日の閣議において、この推進の方向はきめ、それに基いて近くお手元に差し上げるわけでありますが、これは私は先ほど来お話しのごさいましたように、大体水産を含めて、農政でも林業でもそうでございしますが、そう一年でなかなか完すべきものではないと、私どもは万博で、いま来ております外国のお客さん、昨晚E.E.C.の議長を御招待いたしましたので、そこでE.E.C.のマンズホルト・プランの話が出まして、彼らはやっぱり一九八〇年に目をつけて、そこまでに彼らの考えている方向を確立しよう、なるほど彼らは六カ国集まっているのですから単一国家であるわが国とはもっと事情も違ひましようけれども、やっぱり私は農業というものは腰をすてみっちりやらなければいけないのだと思ひますが、少なくとも来年度予算、ただいま御審議願っておりますものはこの方向に沿うて、できるだけ予算を獲得し、その方向に向かって進んでいくと、こういうことは申し上げて差しつかえないと思ひます。

○向井長年君 大体抽象的に言えばそういうこと

になると思ひますが、具体的に、農業の構造改善にいたしまして、あるいは流通、加工近代化の問題にしても、やはり長期計画で、何年かの計画でこれをするんだ、そのためには財政措置はこうである、こういう形をやはりつくらなければならぬのじゃないか。ただこれだけ予算がふえたバラエティーに富んだこれだけの施策をやりまうと、こういうと先ほどの意見もありましたように何をこしはやるうとするのか、こういう格好になるのですよ。いふなれば中途はんばになつてくるのではないか。したがってこれは三年計画でこの問題は完成しよう、そのために予算措置は講ずる、財政措置は講じていくのだ、こういうものが必要ではなからうか、こういうことで私は意見を言っているのですが、この点についてはいかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先ほどもちよつとお話ございましてけれども、農林省といたしましてはやはりその計画性を持ちまして、そうして特に今回は百五十万トンの米の生産調整、農政の中で非常に大きな部門を占めておりまして米に対する対策が開闢以来初めてのようなことをやらざるを得ない、そういうものも含めて農政を推進してまいらるためにいろいろな計画を持つわけでありまして、しかしその計画写真というものはまだ私どもにしっかりとしたものを持っておりませんのは、これはいまわれわれが独断するわけにはいきませんので、地方農政局を監督して地方の知事その他市町村長、農業団体等いろいろな角度で地方に合った状況、しかも国全体としては農作物に対する方向を示しながらその地域地域の特性を生かしてやつてもらふ計画をつくらせておるわけでありまして、そういう大体的な方向に向かつて、この「総合農政の推進について」考えておりますような方向に向かつて予算要求を逐次いたしておるのでありますから、この予算というものはこれだけばんと出したというようにはお考えいだかないで、もう少し好意を持ってひとつ御理解をいただきたいと、こう思ふわけでありまして。

○向井長年君 まあ大臣はそういう答弁をされると思ひますが、そういうことで、しからば先ほどもお話ありましたように、米の調整問題に対して、一カ年でやるということ、大蔵大臣は三年ということを言っておりますね。したがって一年限りだ、こういうことを言っておるのです。が、実際は一年限りではできないでしょう。おそらく三年は最低かかるのじゃないかと、こういうわれわれは判断をするわけですが、したがって農林大臣が、あるいは農林省としてそういう主張をしても、それが実行になる財政措置というものはなかなかそれができないのじゃないか。そうなつてくると、実際には基本方針を出しているけれども、長期計画ができるのかできないのかという疑問を実はわれわれ持つわけなんです。だからわれわれは、言うならば農林省を督促したいと、こういう立場からものを言っておるわけですが、しかしそういうことを言っておると議論になりますから私はそれでこの問題は終わりたいと思ひます。

そこで、局長おられますが、実は倉石農林大臣はこの問題初めてでわからぬのじゃないかと思うのですが、非常にこれは畜産局長が相当苦勞された問題でございまして。若干成功しつつあるわけだと思ひます。過去において実はその卵価安定基金と、御承知のごとく卵価の安定基金の、何か全国鶏卵価格安定基金というのがございまして、それに対して全鶏連の諸君が加盟されてもらいたいということで、だいがこれは運動されたやうであります。そこで、これは不可能になりました。農林省畜産局の好意で別基金が生まれております。全日本基金ですか、全日本卵価安定基金と、全日本卵価安定基金と、これは非常に残念だけれども二つの基金ができた。ところが現在はまだ非常に不均衡な状態に私はあると思ひます。ということは、畜産事業団等を通じて、その基金が政府から出ておりますのが、御承知のごとく一方においては二億、一方においては五千万だと思ひますが、これに對し

て早急にやはり均等な出資をしなきゃならぬのじゃないか、こう思ふんですが、この点について、その後の情勢はどうなっているか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 商人系の方々の——商人系というところと語弊があるわけですが、いわゆる専門農協系の方々の、卵価の基金に對しましての出資は畜産事業団から五千万円ということになっておりますが、実は総合農協系の基金等に對します出資をいたしました場合にも、自分たちの出資した額等の見合い、あるいは取り扱ひの数量等も勘案いたしまして、当初二億を出資したものでございまして、その後相当な出資金の増額も自分たちの手でなされたやうでございまして、実はそれらの見合いも考えまして、専門農協系の基金に對しましては五千万円の出資をいたしましたのでございまして、現在一部飼料メーカー等の積み立て金も入れますと一億の出資になつておるのでございまして、これらも勘案いたしましてその調整をはかりたいということで現在とり進めておる段階でございまして。

○向井長年君 そうすれば、いままで、五千万を一億にするためのいふ努力をしていっているというならば、全国基金から五千万をこちらに返済をしてもらつて、そしてこちらに向けるやう、こういうことでいま局長が努力しておる、こういうことですか。そう解釈してよろしいですか。

○政府委員(太田康二君) いま二億の中から一部返済をしていただくということはせつかく努力中でございまして。五千万円ずつに出資いたしておるわけでございまして、一億にするのがよろしかろうかどうかというやうな点につきましては、やはり総合農協系の基金とのバランスもございまして、これを勘案いたしまして考えてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○向井長年君 考えてまいりたいということは、別に畜産事業団から出すという意味じゃなくて、さっきの基金から返済をしてもらつて、こちらに充当しよう、こういう解釈でいいんですか。

○政府委員(太田康二君) 当面はそういうことを考えているわけではございません。

○向井長年君 それから価格安定に対して、御承知のごとく現在キロ当たり百六十円ということになっておりますけれども、これ対しまして専門養鶏家から強い要望があります。この際百六十五円にしてくれ、こういう要望があるわけですが、これに對してまた局長も非常に苦勞されておるようでございますけれども、これは現在どういう形でこの問題を解決しようとしておるかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 昨年の十一月に両基金を集めまして、昭和四十五年度の保証価格を幾らにするかというふうなことをお互いに話し合ひをいたしましたのでございますが、從來使っておりますところの計算方式によりますと、百六十円据え置きが適當であろうということで、第一基金のほうは百六十円というところで申請がまいりましたので、私のほうはそれを承認をいたしております。それからいよいよ第二基金のほうは、いま先生がおっしゃいましたように、百六十五円というふうなことも言っておられるのでございますが、まあ最近配合飼料の値上がり等の問題もございまして、言われる御趣旨はよくわからないわけではございませんでございますが、両基金が違つた保証価格をきめるといふこともどうであらうかというふうなことも考えまして、実は第一基金におきましては一応百六十円にきめてはおりますが、將來事情が変更した場合には、もうちょっと高い価格で支持するといふようなことも、実は百六十円をきめるときもあつたようでございます。そこで、われわれが間に入りまして両基金の話し合ひの場を持ちまして、第一回を三月十二日、実は第二回をきょう両基金の関係者が集まりまして、私のほうが中に入りましてこれらの扱いにつきまして協議をいたしておる段階でございます、その協議の結果に従ひまして処置いたしたい、こういう経過でございます。

○向井長年君 これは大臣にも聞いていただきました

いのですが、当初から第一基金と第二基金は何だか相反したような、意思の疎通がないと思つたので。当初専門養鶏家が入れてくれといつたところを入れなかつた。そしてやむを得ず農林省としては第二基金をつくつた。したがって、これに對しては決して第一基金はいい感じをしていないと思つて。事実そういう対立があつて、実際のその百六十円の問題に對しても、どういうか、やはり基金内部の意地つばりといひますか、そういう状態がたゞいま出ていると私は見ているのです。そこで、本來であるならば、生産費が上がれば――いま生産費が上がつてゐるでしよう。農林省の推定では。上がればそれに見合う形を考へてやらなければならぬといふのが、やはり農林省の使命だと思つたのです。特に百六十二円といふときは、生産費が上がつたから百六十二円に、四十何年ですか、四十二年にいたしましたことがあるでしよう。生産費が下がつたからもう一ぺん百六十円にしよう。生産費が下つたから、いま生産費が三七％でしよう、上がるといふことを農林省では見ているようですが、しからば当然これは上げてやらなければならぬといふ具体的な一つの根拠が成り立つと思つた。しかし、それに対して第一基金は百六十円です。そのまゝオーケーと言つたからこつちはいんだ、こういうことでは農林省の指導性が私はいない。少なくとも今日までの経緯といふものを十分知らなければ、生産費が上がれば上げてやろうと、前に上げて、いま生産費がうんと上がつてゐるにもかかわらず百六十円を押えるといふことは、その根拠が薄弱であるし、農林省の指導性といふものはこれはいけなない。ただ第一と第二が調整して円満に話をしてくれ、こういうことだけではやはり私は農林省の責任を回避している以外にない、こう思ふのですが、大臣いかがでしようか。

○政府委員(太田康二君) 実は昨年の十一月の事態でこの問題が当初起こりましたわけでございます、その際におきましては、從來の計算方式に従へば百六十円しかるべきものであつたといふ

ふりに考へるのでございます。しかし、いろいろの事情がございまして、年度の途中におきましても、場合によつては変更することもあり得るというところで、第一基金のほうでもそういった議論も実はきめる過程におきまして一部出たやうでございます。いま両基金で話し合ひを、私のほうが中に入りまして実施をいたしておるといふようなことでございます。いましばらく経過を見守つていただきたい、こういうふうに考へます。

○向井長年君 その話し合ひはけっこうでございますけれども、これは少なくとも生産者の、いわゆる価格安定とあわせて保護という立場からつくつておるのでしよう。生産者のいわゆる所得を保護しようといふことだと思ふ。いまおそく百六十円といつても百四十四円でしたか、実際の生産者の所得といふものは、こういう中で生産費がどんどん上がつてきている。こういうところで、ただ基金を保護するといふ立場であつてはいけなないんじゃないか、こう私は思ふ。そういう意味で、やはりいま基金同士の対立のようになつて、第一基金に属する生産者も当然上げてもらふことを希望しているのはあたりまえです、自分の所得がふえるんだから。そういう中で、そういうものをいふばし出たから、それで農林省はそれによつて二つで話してくれ、こういうことは私は責任上、責任回避じゃないか、こういう感じを持つのですが、少なくともやはり、過去においても生産費が上がつたからといふので百六十二円に下げたことがある。生産費が下がつたからといつて百六十円に下げたんだから、いま生産費が上がつた以上は上げてやらなければならぬといふ、こういう立場を農林省は堅持しつゝ調整にかかるといふことであるならば私は了解できるのですが、その点いかがでしようか。

○政府委員(太田康二君) あまり議論は実は申し上げたくないわけでございますが、いわゆる下ささの価格を上げますと、非常に生産を刺激する。その結果、過剰な生産ができてきて値段が下がる、そういうことになつては実は問題があるわけでございます。現在の卵価安定基金の制度は、御承知のとおり、非常に他の価格安定制度に比べてますとソフトタッチになつておりました。補てんに充てる財源は実は農家自身がお積みになつてゐるわけでございます。そこで、基金の安全性を確保する意味におきまして、やはり保証価格を上げれば当然積み立て額も上がるということに相なるわけでございます、実は第二基金が当初お出しになつた数字でございます、場合によつては赤字が出る、それは國に補てんしてあげばいいじゃないかといふ実は議論もあつたやうなわけでございます、それはわれわれがつくりました卵価安定基金の制度にも反しますので、そういうことでは困るといふことでこれは指導してまいつたやうな次第でございます、どちらかといひますと、専門農協の方々のほうは規模も大きいわけでございますので、コストは安いといふのが通常の場合であらうかと思ひますので、むしろ合理化は一般の総合農協に属する方々よりも進んでゐるのではないかと。そういう面から見ましても、あの段階におきましては確かに百六十円という金額がしかるべき金額であつたといふふうなわけは考へて今日までまいつたのでございまして、その後確かにえさの値上がり等の事情も出てきておるわけでございますが、まあいましばらくそういう、先ほど申し上げておるやうなことで両者の話し合ひ、これにわれわれも入つて調整をとるといふことでまいりたい、このように考へております。

○向井長年君 局長の言うこともわからぬこともないのですけれども、しかしそれはひとつ逆の面があるのですよ。專業養鶏家はそれがすべて、オールマイティです、生産に對するね。しかし兼業はほかの収入を持つておるわけですよ。片手間で兼業しておるのですよ。そうすればその生産者の立場からいふならば、專業のほうが合理化もされておるし、所得もいひのたといふ見方は、これは当たらないと思ふ。したがつてその点

については、私は農林省のほうで一考願いたい、当然だと思ふのですがね。したがってもちろん生産者の積み立てであつて、その積み立ての問題も当然これは赤字が出るかも知れません、しかし六十円であれば残額が出るということがあるわけですから、自分たちの積み立てが、別に消費者に影響するわけじゃございません。そういう立場から考へて、やはり他の畜産物に対しては農林省はいろいろな意味の助成をしているわけですね。これに対しては先ほど局長も言われるようにソフトムードだ、こういうふうに言われておる。したがって何らかのこの問題については農林省自体の助成というものを考へるべき時期がきておるのじゃないか、こう私は思ふわけですが。したがって局長、ほんと突っぱなさんと、ひとつ愛情を持って大臣と相談してその実現のために私は努力していただきたいと思ひます。大臣ひとつよろしく。

○河田賢治君 たいへん時間もおそいので、できるだけ簡単に質問したいと思ひます。

いま農業の近代化のために規模の拡大、そして自立経営農家、これを農業の新しい手の中核として、このまわりに若干兼業農家の形で組織をする、こういう方向が打ち出されているわけですが、兼業対策について大臣は相当大きな大資本家などとも会談されて工場をいなかへどんと設置させるというような構想を出されたように思ひますが、これは減反問題に関連して、この問題についてほどの程度これは進む方向が出ておりますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) まだそれはどの程度と申されまして、実は私もかなりいけるのではないかと思つておりますのは、いつでも中央の事業家たちが地方にいろいろな意味で進出したいけれども、農地転用がきびしくて、いろいろなお話

がございます。そういう方々との間も、先ほどちょっと申し上げましたように、農林省、通産省等と一緒に話をしておりますというので、かなりな考え方を表面に出してきておりますので、私も大事に一種農地を確保し、大事な農地はどきでも保護しつつ、そういう方々の希望に沿ふようにしたい。それからただいまこれから御審議を願います農協法の改正案などでも今度生産調整の方向を御協力願うにつきます。農協協同組合自身が農地の保有ができるように、そして農地のスプロール化を防ぐことができるようにというふうないろいろな御要望も出てきておりますので、いま私もこれだけのことについて把握しているものはございせんけれども、かなりいけそう、こういうことを見ているわけでありま

○河田賢治君 兼業農家はそれといたしまして、自立経営農家、これは現在二コマ幾らですか、やがて四、五ヘクタールないし五ヘクタールの単作の米作農家は大体この標準にしていくなのだ、それから酪農は二十頭、そういうことになっておりますね。ところがこの自立経営農家をどういふふうにして育成するというのが、いま農林省がとられておる方向ですが、まだ私白書を案はもつてないので、きょうテレビを見ておりますと、今度の白書の内容には非常に価格支持政策だけでは失敗である、ないしはこれだけではだめだ。したがって国際価格に比べると倍なりあるいは倍半も日本は高い。したがって国際競争価格と大体同一水準になるような、こういう方向も一応目ざされておるわけですね。そうしますと、この四ないし五ヘクタール米作農家あるいは酪農の二十頭というところを目標にして、この国際価格と大体同一水準になるのかどうか、この点をひとつ重ねてお伺いいたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) これはそれとすぐ結びつけられますと、ちょっと私ども何というか、中間がはずれちゃつていふような感じがするのであります。自立経営農家として育成したい。政府

の諮問機関であります農政審議会等でもそういう御意見もあり、私もそう思つたのが、四ないし五ヘクタール。それから搾乳牛二十頭程度の酪農家というのを一応打ち出しておるわけでありましたが、そういう一丁がたつていまそこへ出てまいりましたのは、米と酪農品でありますけれども、いままあ酪農は、もちろん国際競争の話、先ほど中村さんのお話で、あまりはつきり私、申しませんでしたが、それはまだしかり政府に方針が固まっていなから、はつきりしたことを言つては失礼だと思ひまして御遠慮申し上げておつたのでありますが、やはり価格政策というものは農政にとって重要な部分を占めてくるであらうと思ひます。資本及び貿易の自由化が行なわれる、この傾向を阻止するということはできませんので、しかし私どもにとつて貿易の自由化の中でも、わが国にとつて非常に重要なものは、これはこの国でも特にやつてはいることでありまして、から、そういうものについては自由化というものはできませんけれども、なるべく多くのものを自由化する、これは、日本全体の国際競争を維持していくためには必要だ。そういう場合に考えられることが、先ほどちょっとお話のありましたような課徴金制度あるいは不足払い制度というものが出てくるはずであると思ひます。したがって、そういうことについては、「総合農政の推進について」の中でもきわめて明確に申し上げようように、「国際的観点」にも立脚しつつ、必要に応じて、輸入課徴金制度などの調整措置につき検討することとする。」と、こういうことだけ私どもも言っておりますわけでありまして、たとえば究極において消費者の手に渡るときは同一価格であつても、やはり国内においてあるいは外国品に比べてコストが高いかもしれない。しかし、これはどうしてわが国で維持していかなければならぬ農産品であるというときには、いま申したような制度が採用されるでありましよう。これは財政当局とか、いろいろ政府全体の政策にかかわる問題でありますから、私も単純にそういうことについて

の発言をつつしんでおるわけでありまして、わが国が国際競争力を維持して、国際競争の中に勝ち抜いていくためには、そういうようなことを掘り下げて検討しなければならぬ時期がやはり私はそう遠くない間に来るのではないかと。しかも、そういう時代になつても、なおかつ日本の農業というものは維持していかなければならないと、この基本的には考へておるわけでありま

○河田賢治君 国際競争力に勝たぬでも、ある程度防衛すると思ふのです。こういう方向に日本の農家がいくことが望ましいと思ふのですが、こでしかし、たとえば、いま自立経営を目ざしながら、一方においてはたとえ伊藤忠なんか、この間新聞を見ますと、岩手県で十萬羽の養鶏場をつくつてこの七月ごろから荷を出すようなことが出てくる。あるいはまた、これは個人ですけれども、乳牛を三百頭ぐらい自分の力でつくると、これは埼玉から土地を売つて移住した人なんですけれども、わずか女の人二人だけ使つて、いま三百頭近く飼つて乳牛をやつてゐる。自分の個人の力でどこまで飼つてゐるのかと。外国を回つてきておられるわけですね。そうしますと、いま大体政府が専門的に酪農農家二十頭というのを目ざしておられますが、一方においてはこういうふう

にだんだんと牧野地帯あるいは山林などを開発して、こういう大規模を目ざす個人なりあるいは商社あるいは大資本がどんどんいまそういうところに規模を拡大しつつある。そういう中核的な自立経営農家をこれから育てていこうという際において、こういう大きなものがどんどんできて、ある程度市場のシェアを持つてくる。そして価格においてもある程度小さな経営を圧迫するといふような事態が起るわけですが、こういうものの調整なりあるいは方向をどういふふうにして中小農家の発展と矛盾なくやつていけるおつもりであるか、これを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 最近におきまして、いま御指摘のような大手商社とその系列のえき会社

によります畜産部門への資本の進出の事実があるわけですが、その形態といしましては、いまおっしゃいましたように、商社等が直営の農業を経営するタイプと、それからいわゆる契約生産によりまして実施いたす場合があるわけですが、いずれも、われわれが承知しておる限りにおきましては、何と申しましても生きものを相手の産業でございますので、大部分は契約生産という形をとって実施されておるといふに理解をいたしております。契約生産の形といたしましては、特約店を通して飼料を供給する、それ以外に鶏のひな等を計画的に農家に導入する。農家の側はこれを育成いたしまして、その生産物につきましては一定の処理、流通、販売系列を組織化していく。こうした大手商社の進出によりまして、この契約生産というものは、現在までのところやはりその対象になっております農家にとりましては経営規模の拡大あるいは農産所得の増加、さらには生産物の安定した販路の確保等に果たしておる役割はかなり大きいのではないかと、いふうちにわれわれは評価をいたしておるのでございまして、これによりまして今後とも契約関係におきましては農民が不利にならない形が引き続き農家の規模拡大あるいは農産所得の向上をもたらしう十分見守ってまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○河田賢治君 商社なんかがある場合はどうして一つの小作になってしまふんですね。それからまた大規模にしましても、できるだけいまの中小の農家をだんだんと無理なしに兼業は兼業、同時に何らかの形で農業に参加するという形でだんだんと整理しなければ、整理といいますが、そういう調整を加えていかなければうまく解決しない。無理が出ると思うのです。だからやはり大資本に対する、いまの農協もあるのですから、農民の組織としてそういうものが全然手を出さないで、そして大商社がだんだん空地进行を開拓して出ていく。そして農民の力を若干使うでしようけれども、それではほんとうの農家の利益にはなら

ないのです。だからそういう点を農林省が指導したり、農協ももう少し、手数料を取るだけでなく、みずからの生産の基盤を足場にして、そこで農業生産をきちんとやっていく、こういう方向に指導しなければ私はずくなるんじゃないか。むしろ解決をますます困難にする、こういうふう

に思うのです。将来のことはともかくとして、これは二、三日前の毎日新聞に出たことで文部省の問題なんですけれども、「上る物価、給食もダウン」横浜の13小が打ち切り、「学期末まで授業も半ドン」「赤字ふえ運営むり、給食センター」と、これは横浜の大都市の近くなんです。十三の小学校がつまり食料が値上がりしてどうにも運営ができません。かなりちよいちよい上げてきたけれども給食費をいままたどつさり上げるわけにはいかぬ。しかし、食料というものは御承知のとおり農林省が全部引き受けておるんですね。生産から消費に至るまで今日は責任を持つことになっておるのです。こういう事態で、しかも幼い子供が星めしめ食わされぬ。そのために学校も昼から休んでしまふ、こういった事態は文部省の責任でもありませんけれども、農林大臣としてこういう供給の状態になっておることについてどういふお考えをお持ちになれるか、ひとつ御所見をこの際ちよつと伺いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) これだけの記事ではよくわかりませんが、実情をよく調べてみます。

○河田賢治君 値が上がつて運営ができなくなつた。——この間私朝早く四時半に起きまして魚市場へ行き、それから野菜市場へ行きました。中央卸売市場。そうすると、大きなビニールか何かの袋に大根が五本入っている。千円です。そうすると一本約二百円です。これが小売りへ行きますと、こま切れにして五十円とか百円とかいって売つてゐるわけでしょう。いま機械やいろいろな関係で非常に高くなつてゐるようでありまふけれども、そういういま野菜の出荷やあるいは魚等々において無理が出てゐるわけですね。やはりこういうことは農林省としてもこういう時期があれば何らかの

手を打って緊急な対策をどんどんとするというふうにしませんが、上から下まで統制あるいはわしの所管だといつてずつとやっておられますけれども、こういう足元にこういう問題が起こつたときにも、ある程度これは解決するような方法をとりますと、かわい子子供がめしめ食えない、学校も休まなければならぬ、こんな事態が起きてゐることにあまり無関心であつちやいかぬと思ふんです。私はこういう意味でこの問題を取り上げたんです。

そこでその次に、いま農家の中で、御承知のとおり、減反問題あるいは休耕の問題で非常に皆不安を持っております。聞くところによりますと、時間がありませんからしよりますが、農林省では大体一律割り当てでずつとやられますが、この結果いま各市町村の段階でかなりこの問題が論議されておる。しかし米をつくるほうでは、たとえば開田やつたり畑から田へ転換してどんどんと拡張したところでは、なるほどおれは米をよけいにつくたという実感があるわけですね。しかしそうじゃないところ、もうずつと昔から何年も同じところの田を同じままにつくつてゐる、若干その辺の土地が工場が立つたり、あるいは工業用地に転用されるというところがありますけれども、そういうところでは米が余つておるといふても、なかなか自分自身の実感にはならぬわけですから、これに対する受け取り方も非常に違つてきたと思ふのです。ですからこういう点から御承知のとおり、一律割り当てで今日いろいろアンバランスが出てきてゐると思ふ。あるところでは一二〇%ですか、北海道では。新聞によりますと、一〇〇%のところは二十府県ぐらゐ、九五%が五県とか、あるいは八〇%が五県とか、こういうふう

にアンバランスが生じておりますが、これは県と県との間のアンバランスで県内でもいろいろあると思ふますが、こういう面についていま不均衡になつてきてゐる。この措置を政府としてはどういふふうになされるおつもりですか。たとえばいま北海道では一二〇%と出てゐる。これはこのまま認め

ようと、しかし片一方ではまだ六〇%とか五〇%だといふときにはそれを大体そのまま認めにするのですか、どうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) まだやつてゐる最中でありまふから、これからどこも一〇〇%やつていただけるように、いろいろの手づるでひとつ協力をお願いしたいと思つております。市町村長、それから農協団体等中央においては全面的御協力の方針をきめていただいて末端に流しておるのでありますから、私どもはさらにそういういろいろな農林省と関係のある手づるで一〇〇%やつていただけるように、また一二〇%、多くやつていただけた方にも、さつきお答えいたしましたように、生産調整奨励金は出して差し上げるということ、まだ一〇〇%に至らないところには、さらに御協力願うようにこちらから努力をし続けるつもりであります。

○河田賢治君 では休耕、転作こういうものの確認は、農林省ではどういふやり方で確認されるわけですか。市町村におまかせになるのか、それとも農林省の機関を用いて、ずつと確かにこれは転作したと、あるいは休耕しているといふことはどういふふうにしてこれは確認されますか、自治体にまかせますか。

○政府委員(亀長友義君) 生産調整の事務はこれは国の責任であるといふことで金の支払いも県費あるいは自治体の金と別に国のほうから県の出納長に委任して支払うといふことになつておる。したがって、この金の支払う際の確認責任者は一応私どもが委任をしました各県の出納長といふことになつてゐる。実務上の処理としましては市町村長に生産調整をやつたといふことの確認書を出してもらひ、その確認されたものについて、県の出納長が金を支払うといふことになつてゐると思ふが、これが正しいか、確認したいと考えております。したがって、確認者は市町村長といふことで、もちろん市町村長といひましても、行政機関でございますから、これにはそれぞれ推進協議会のメンバーの方、すなわち農協団体あるいは食糧事務所、統計事務所の方々

の御協力をいただくということになっておりますので、各市町村の役場の職員の方はもちろんそういう方の御協力をいただいて国の事務を進めたいと思っております。もちろんこれは補助金適正化法の適用を受けたいと思っておりますので、確認につきましては厳正にいたしたいというふうに考えております。

○河田賢治君 では、この平均三十五万五千円ですか、この支給の時期というのは大体米の収穫時ですか。

○政府委員(亀長友義君) 大体その時期とお考えになっていただきたいと思います。

○河田賢治君 いま新聞でもいふん出ておりますが、転作ですね、これによってかなり農林省も指導をしておられるようですが、いわば転作によって過剰生産になる。野菜などはあちこちでつくられるということになりますと、これまでつくっておる農家の方は非常に被害を受けるわけです。こういうものを調整なりあるいはどういうふうになさるおつもりですか。

○政府委員(亀長友義君) 実は、どの地帯で幾ら何がつくられるということは生産調整がもう少し進捗をいたしまして、市町村なり各県の計画が明らかになって、具体的に判明すると思っておりますが、私も補正予算で二十億の金を認めていただきまして、これをいま各県で転作指導等に充てて指導をいたしておる段階でございます。したがって、いま具体的に何を幾らという面積を出すことはできませんけれども、市町村なり各県の転作指導の計画が進む段階におきまして、各地方農政局ごとに協議をして調節をとるということで進めてまいりたいと思っております。もちろん既存の方に迷惑をかけたり、あるいはある一部の者がそういうふうになつてくることのないように十分な指導をいたしたいというふうに考えております。野菜等についてはいろいろ問題もございまして、園芸局のほうにつきましましていろいろ農政局、県と計画等について打ち合わせを進めておる段階でございます。

ます。

○河田賢治君 これから調整するとおっしゃいます。転作するにしましても、根菜類にしましても、なかなかこれが農林省のほうの上にながって、さてそれから調整しようと言つても、もうその時期は、どんどん下では実際には耕作を始めていくというのじゃないかと思うのです。そうすると、なかなかそれが多過ぎたから引っこ抜くというわけにいかぬでしようし、そういうふうなことになると思います。これはたいへんなことになると思います。それから、それでそういう方向は方向として私たちは承つておきますが、できるだけ現在の輸入しておるもの、そういうものをできるだけこちらでつくるような方向をすれば、比較的お互いの、農家同士の相互の矛盾とか競合というものがなくなるわけなんです。つまり経営の組織等々がいろいろと違ひはありますけれども、できるだけ輸入品を阻止して、そしてそれからなお転換するということのような御指導をなさっているんですか、具体的に……。

○政府委員(亀長友義君) 農産物の輸入の一番大きいものは飼料でございます。あるいは大豆といったようなものでございまして、飼料作物と大豆につきましては特に配慮をいたしまして、種子その他の手配など万全を期してきた次第でございます。御指摘のような大豆、それから飼料作物につきましましては、私も最初から需要に不安のない作物ということで着目をして指導をいたしておりました。

○河田賢治君 食糧庁の方にちよつとお伺いしますが、最近、新しい新米の配給量が二月からふえたというので、うまけりや買ふと、新米がふえて売れ行きが伸びるといって、そういうことが新聞にも出ておりました。ところが、三月十五日の「日本経済」で、静岡県の米穀配給改善協会というのですか、これは卸売り業と小売り業の業者が集まって協会をつくつておられるわけですが、ここでは四月から配給米をもう一度ついで売り出す。ですから、精選内地米という名前です。これは記事の關係で配給米をもう一度ついで価格はどうかというところは書いてないわけなんです。が、こういう方向について食糧庁のほうではどういうお考えですか。たくさん売れるらしいのです。ね、こうすれば、国会で前でも精進度をもっと高めたらどうかということをしれば言われまして、米が余つた余つたといわれ、できるだけおいしくして食ふこと、あるいは学校の給食に回すこと、いろいろな消費の拡大に努力を、最善を尽くさずには、ただ余つた余つたといつてそれで減反をするというのでは、悪いじゃないか。だから、できるだけおいしくし、それからどんな一般に普及する。学校給食なんか、さっきのようなああいうことにならぬようなやり方をさせるとか、あるいは最近、私なんかでもとき折りパン屋で見受けるのですが、小さなノリ巻き、それから何となくの、あけてくるんだしを売つておられるわけですね、一本十円とかあるいは七円とかで、だいたいこのごろパン屋がずつと米のそういう消費をやるようになっております。やみ米かもしれませんけれども、これはとにかく一般の嗜好がかなりそういう方向に向いておるのです。朝早くパン、牛乳でぱつと行くサラリーマン、労働者がたくさんいます。これは遠いものだから、なかなか米をたいりする時間がないというわけで、そういうふうにして米が安直に食えるようにすれば、かなりこのごろ売れるらしいのです。だから、こういうふうなことを考えれば、もつとも米の消費量なんかもふえるのじゃないかと私は思ふのです。さつき申し上げましたことについて御存じでしたらひとつお答えを願います。

○政府委員(森本修君) 具体的に御指摘がございまして、静岡の件は、私もちよつと聞いておりませんので、よく調べましてからお答え申し上げたいと思ひます。

一般的にい言われました米の消費拡大、特にこういう時期でございますから、米の需要を拡大するということは私どもとしては最大の課題として取り組まなければいかぬということを考えております。学校給食につきましても、四十五年からかなり前向きに取り組むということ、文部省と相談をいたしております。また、政府の米の売却に当たりまして、できるだけ新米の比率を多くするということ、あるいは等級別の売却についてもできるだけ上位等級のものを優先して売却をする等々、種々くふうをしておるわけでございします。御指摘のうちに、できるだけ需要の拡大に努力をするという点については今後積極的にやっいていきたいと思います。

○河田賢治君 もう時間ありませんから、ほかの問題ははしりまして、水産庁のほうに伺いたいと思ひます。

この前、私は発電所が、いま特に原子力発電なんかできてどのような公害を及ぼすかというところで、当時の森本長官に伺つたことがあるのですが、これは各県でやらすという話があるのではありません。最近新聞を見ますと、水産庁が直接乗り出して県の水産試験場あるいは漁協等々で、茨城県、東海村で、そこでいろいろの何となくいいますか、検査をするというふうなことが出ておりました。これは事実ですか。

○政府委員(大和田啓君) 茨城県の東海村の東海発電所関係については特に問題がございしません。そこで事業団の事業として、天然ウラン、低濃縮ウランの使用済み燃料の再処理をする事業をそこでするというところで新しい事態が起つておりますので、東海の水産研究所、これは水産庁の機関でございますが、それが技術者が乗り出して県あるいは漁協のほうと相談しながら、あるいは大学の先生方の御援助を得ながらいま調査をしておる最中でございます。

○河田賢治君 この調査というのには東海村自身がだいいじぶんだということなんでしょうか。

○政府委員(大和田啓君) 原子力の発電所は、現在茨城県の東海村の東海発電所と福井県の敦賀市の敦賀発電所の二つが動いておるわけですが、

この二つの発電所関係では特に問題はございません。地元でも問題はないと言っております。

○河田賢治君 この発電所ではいまのところは問題なくとも、原子力の放射物質なんかがいざいざ粗雑な取り扱いがあつて、この間も新聞に出ておりました。やはりどこか引き出しに入れてそれがしばらくの間ちつともわからなかつたとか、あるいは近畿大学でしか、これもどこかにしまったのが本人がいなかつたとかというように、いざいざと原子力関係の放射物質なんかが非常に粗雑に取り扱われている。東海村の発電所にしましてもいざいざ中で故障が起るということがある。一方ではやはりあつてこれから海岸に熱い熱量の海水をどんどん流すわけですね。そうすると、やはり海岸に大きな影響を与えるわけなんです。現にアメリカも、お宅のこの試験をしておるといふこの時期に、同じようなときにアメリカでもこれまで河川でありましたけれども、海岸につくり出した。やはり海岸でこの原子力発電について調査をしなくちゃならぬということを言われていま調査に入つたという記事が載つております。

だから、私たちが言うのは、単に放射能の危険がないということだけでなく、それらがどんな影響を及ぼすか、熱量の熱い海水を流すと。ところが、この茨城県あたりですと、すぐに暖流がずつときますから、わりあい早く海水が変わるわけですけれども、福井県の若狭湾なんぞは御承知のとおり、対馬海峡からずつときますと、あそこは湾ですから、由良川から出ました水が渦を巻いてなかなか水が変らぬわけですよ。だから、一つにはいい漁場になつていくわけですね。ところが、こういうところでやはり原子力発電所をつくると、やがて来年には関西電力が一方所つくと、やがて二、三年先になれば、あの湾でさらに高浜であるとか、あるいは小浜の近くに三カ所か四カ所か、関西電力が原子力発電所をつくると思ふのです。そうするとあつたこの影響というのは非常に大きいと思ふのです。だから、こういう点でやはり新しい科学によつて、しかもまだ日本

では経験のないと、こういうものは日本でも率先して公害には取り組んでもらわなければならぬ。

現に最近、国際公害シンポジウムが開かれたときに、単に国民総生産だけをわかつていちゃだめだ、これは公害をいれなきゃならぬということがいわれて、それであの外国から来た諸君が富士宮、富士市ですか大宮、あそこを見ても非常にびっくりして、こんな黒い、川のきたないところによく諸君は黙つていたなど、地方自治体は何していただくと、こういう恥ずかしい思いをして

ののです。また、現にこれは三月四日でしたか、大型訪米視察団、これがつまり田代東の会長とか、あるいは奥村証券会社の元会長とか、あるいはそのほかこういう財界の大物が行かれて教えられた問題は何かといつたら公害問題だつたと言つてゐるのです。アメリカにこれまでいろいろなことと追隨してゐるのは悪かつたけれども、しかし公害問題ではしっかりとわれわれは学ばなきゃならぬといふことを言つてきてゐる。これは書いてありますけれども、時間がないので読みませんけれども、とにかく企業の責任でわれわれは公害を防がなきゃならぬといふことをこういう大資本家が言い出しているのです。だから、これから関西電力とか、いろいろな東海発電所、あるいはまた東京電力が福島に持ちます、こういうところはやはり農林省が規制して、そうして定期的にその海域を調査する、そして定期的に報告をさせる、またこちらにも監督をしてやらすとか、いろいろな方法でこういう公害をわれわれは未然に防いで、そして新しい漁場をつくつて、水産を——これまでの単にとるからつくる漁業だといわれております。そうだとすれば、なおさらわれわれは、そういう公害を防いでいかなければならぬ。だから、こういう点、水産庁は相当強力な公害対策について取り組んでもらうべきだといふことを、私は希望するわけです。この点について御所見を伺つておきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 私が申し上げましたのは、現在動いてゐる二つの原子力発電所関係については、特に問題がございませぬということをして申し上げたわけでありまして、すでに建設中のものも幾つかございまして、準備中のものもございまして、それらの出力も相当大きいわけでありまして、これが水産に及ぼす影響、特に温度の高い排水が一体水産にどういふ影響を及ぼすかといふことについては、これは私も突きとめるべき重大な問題でございまして、水産研究所を中心にして現在研究をいたしておるわけでございます。またさらに外国の事例を見ましてもこのあたりの排水を使つたむしろ養殖をやるといふ動きもあるわけでございますから、この問題についてもあわせて現在検討をいたしておる最中でありまして、

○河田賢治君 終わります。

○委員長(園田清充君) 本件についての質疑は、これをもって終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後七時六分散会

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

一、外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

第一条の見出し中「旧法」を「昭和四十四年度における旧法」に改め、同条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条の次に次の一条を加える。(昭和四十五年における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を同条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替へるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の見出し中「新法」を「昭和四十四年度における新法」に改め、同条第一項中「遺族年金」の下に「(以下「昭和四十四年十月分以前の旧法の規定による年金」と総称する。)」を加え、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十五年における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の二 昭和四十四年十月分以前の旧法の規定による年金であつて、その基礎となつた組合員期間のうち昭和四十四年九月以前の期間を含むものについては、昭和四十五年十月分以後、その額を前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和三十九年九月以前の組合員期間」とあるのは「昭和四十年九月以前の組合員期間」と、「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替へるものとする。

2 昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年九月三十日以前に前条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十四年十一月一日以後昭和四十五年九月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎と

なつた組合員期間のうち昭和四十四年九月以前の期間を含むものについては、昭和四十五年十月分以後、その額を、昭和四十四年九月以前の組合員期間の各月における標準給与の月額に別表第二の上欄に掲げる期間の部分に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額及び同年十月以後の組合員期間の各月における標準給与の月額を基礎として、法第二十一条の規定の適用については同条の規定の例により算定した平均標準給与の年額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額をこえるときは、その十二倍に相当する額）を平均標準給与の年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十条第十号の規定の適用については同号の旧法の平均標準給与の仮定年額の算定の例により算定した額を旧法の平均標準給与の仮定年額と、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十条第五号の規定の適用については同号の新法の平均標準給与の年額の算定の例により算定した額（その額が、その計算の基礎となつた組合員期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該計算の基礎となつた組合員期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額）の十二倍に相当する額をこえるときは、その十二倍に相当する額の十二倍に相当する額）を新法の平均標準給与の年額とみなして、法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の見出し中「従前の退職年金等」を「昭和四十四年九月以前の資格喪失等に係る退職年金等」に改め、同条中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年九月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定）

第三条の二 昭和四十五年九月三十日以前に第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年九月以前の年金」と総称する。）のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が昭和四十五年十月一日において七十歳以上であるもの（第二号に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において七十歳未満であるものを含む。）については、その額（第一条の二又は第二条の二の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は障害年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

2 昭和四十五年九月以前の年金で前項の規定の適用を受けるもの以外のものうち、その額（第一条の二又は第二条の二の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額）が同項各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を同項各号に掲げる額に改定する。この場合において

は、第三条ただし書の規定を準用する。

3 遺族年金に関する前二項の規定の適用については、当該遺族年金の給付を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳に達した日に、他の者も七十歳に達したものとみなす。

第四条中「第一条又は第二条」を「第一条から第二条の二まで」に改める。

附則第十項の次に次の三項を加える。

11 昭和四十五年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（以下「昭和四十五年十月以後の年金」と総称する。）のうち、その年金たる給付を受ける権利を有する者が当該資格喪失事由に該当し又は当該障害給付の請求をした日の属する月の翌月の初日において七十歳以上であるもの（第二号に掲げる年金にあつては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が組合員又は組合員であつた者の妻、子又は孫であるときは、同日において七十歳未満であるものを含む。）については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、遺族年金については、第三条ただし書の組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

12 昭和四十五年十月以後の年金で前項の規定の適用を受けるもの以外のものうち、その額が同項各号に掲げる額に満たないものについては、その年金たる給付を受ける権利を有する者が七十歳に達したときは、当分の間、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を同項各号に掲げる額とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

13 第三条の二第三項の規定は、遺族年金に関する前二項の規定の適用について準用する。別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二

期間の区分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・九五
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・八九〇
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・七六六
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・五二〇
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・三二七
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・一六八
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・〇一六

附則

1 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

2 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第五項中「昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年度法律第九十七号）第一条」を「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年度法律第九十七号）第一条の二」に改める。

附則第十二条第三項ただし書中「額が九万六千円」の下に「(七十歳以上の者に係るものにあつては、十二万円。以下この項において同じ。)」を加える。

外国政府に対する米穀の売渡しに關する暫定措置法案
外国政府に対する米穀の売渡しに關する暫定措置法案

1 政府は、当面の米穀の需給事情にかんがみ、米穀の円滑な輸出に資するため、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、その保有する米穀を当該各号に掲げる条件により売り渡すことができる。ただし、第二号に掲げる者については、その者が、売渡しを受けた米穀を、その売渡しに係る同号に掲げる条件(担保に關するものを除く。)と同一の条件により第一号に掲げる者に売り渡すことが確實と認められた場合に限るものとする。

一 外国の政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者 売渡しの際の対価の支払方法を、担保の提供を免除し、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附して、その支払期間三十年以内(十年以内の据置期間を含む。)の年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとする。

二 前号に掲げる者以外の者 売渡しの際の対価の支払方法を、確實な担保を提供させ、かつ、政令で定める利率を下らない利率による利息を附して、その支払期間三年以内の年賦支払又は半年賦支払の方法で農林大臣が定めるものとする。

2 前項の規定による米穀の売渡しは、開発途上にある諸国の米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとする。

3 農林大臣は第一項各号の規定による支払方法を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、果実及びその加工品の輸入自由化阻止に關する請願(第七二六号)

第七二六号 昭和四十五年三月三日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に關する請願(二通)

請願者 静岡県榛原郡金谷町竹下四六九北

榛原農業協同組合長 山下幸一外

千三百三十九各

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法の一部を改正する法律案

農林物資規格法(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律

第一条中「且つ」を「かつ」に、「消費の合理化を図り、あわせて」を「消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に關する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

一 飲食料品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加

工した物資(前号に掲げるものを除く。)であつて、政令で定めるもの

第二条第二項中「農林物資の等級及びその標準(荷造、包装等の条件を含む。)」を「農林物資の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。))についての基準及びその品質に關する表示(名称の表示を含み、栄養成分の表示を除く、以下同じ)の基準」に、「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 調査会は、農林大臣の諮問に應じ、日本農林規格の制定及び普及、農林物資の品質に關する表示の適正化その他この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

3 調査会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることが出来る。

4 大臣に意見を述べることが出来る。

同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 委員は学識経験のある者のうちから、専門委員は関係行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、それぞれ農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第六条を次のように改める。

第六条 前三条に規定するもののほか、調査会の組織及び運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第七条を削る。

第八条に次の二項を加える。

3 農林大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができると認められる農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に關する表示の基準を定めなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、調査会の意見をきかなければならない。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を削る。

第十一条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第九条とし、第十二条から第十四条までを二条ずつ繰り上げる。

第十五条第四項中「前三項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十三条とする。

農林大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、公聴会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。

第十六条の見出しを「(格付けの表示)」に改め、同条第二項中「規格証票」を「格付けの表示」に、「により表示されたもの」を「による表示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「条例で定めるところにより」の下に、「省令で定める格付けの方法に従い」を加え、「により格付けを行つた」を「による格付けを行なつた」に、「格付けをしたことを示す証票(以下「規格証票」という。))」を「格付けをしたことを示す特別な表示(以下「格付けの表示」という。))」に、「省令で定めるところにより」を「当該省令で定める格付けの方法に従い」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格による農林物資の格付けを円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その格付けに關する業務のうち日本農林規格に適合するかどうかの判定その他の省令で定める業務以外のものを当該農林物資の製造者若しくは加工(調整又は選別を含む。以下同じ。))を業とする者(以下「製造業者」という。))に行なわせ、又はその行なう判定の結果に基づいて当該農林物資の製造業者若しくはその包装者若しくはその包装若しくは容器に格付けの表示を附させることができる。

第十六条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 前条第二項の規定に基づき格付けの表示を附することが出来る農林物資の製造業者で農林大臣の認定を受けたものは、その表示を能率的に行なうため特に必要があるときは、同条第一項の規定による格付け前に、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附しておくことができる。

2 前項の規定により当該物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示が附された農林物資は、前条第一項の規定による格付けが行なわれた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。

3 第一項の規定により農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附した農林物資の製造業者は、その表示が、当該農林物資に係る前条第一項の規定による格付けの結果と一致しないことが明らかとなつたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又はまつ消しなければならぬ。

4 第一項の認定の技術的基準は、省令で定める。

第十七条第一項中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、前項の規定による登録の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならぬ。

一 当該申請に係る農林物資の格付けのために使用する機械器具その他の設備、その格付けに従事する者の資格及び人員並びにその格付けを行なう区域が、これらの事項について農林大臣が定める基準に適合するものであること。

二 当該申請をした者が、営利を目的としない法人であり、かつ、当該申請に係る農林物資の格付けを適確かつ円滑に行なうのに十分な経理的基礎を有する者であること。

三 その登録をすることによつて当該申請に係る農林物資の格付けの能力が著しく過剰とならないこと。

第十七条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「行」を「行なう」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第二号中「次条第一項」を「第十七条の二第二項又は第二項」に、「取消」を「取消し」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第十七条の二第二項又は第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行なう役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行なう役員となつて法人

第十七条第四項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「行」を「行なう」に改め、同項第一号中「登録番号」を「登録年月日及び登録番号」に改め、同項第三号中「格付けを行」を「格付けを行なう」に改め、同項に次の一号を加える。

四 登録格付機関が格付けを行なう区域及び格付けを行なう登録格付機関の事業所の所在地第十七条第六項中「第四項第二号」を「第四項第二号若しくは第四号」に、「について変更があつたとき」を「を変更したとき、又はその登録に係る農林物資の格付けに関する業務を廃止したとき」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録格付機関の格付けの義務)

第十七条 登録格付機関は、登録に係る種類の農林物資について格付けを行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その格付けを行なわなければならない。

第十七条の二の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「行」を「行ない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項中「左の」を「次の」に、「期間」を「一年以上の期間」に、「行」を「行なう格付け」に改め、同項第一号中「前条第二項に規定する登録基準」を「第十六条第二項第一号又は第二号に掲げる要件」に改め、同項第三号中「基」を「基づく」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項に規定する場合のほか、登録格付機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付けに関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその格付けに関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

第十八条を次のように改める。

(格付けの表示の禁止)

第十八条 農林省の機関、都道府県及び登録格付機関以外の者は、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附してはならない。ただし、農林物資の製造業者が、第十四条第二項又は第十五条第一項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附する場合には、この限りでない。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、第十四条第一項の規定による格付けを行なつた場合でなければ、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示をしてはならない。

3 何人も、農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示と紛らわしい表示を附してはならない。

第十九条中「規格証票」を「格付けの表示」に、「まつ消した」を「除去し、又はまつ消した」に改める。

第十九条の次に次の三条を加える。

(改善命令等)

第十九条の二 農林大臣は、登録格付機関が行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項の規定に基づき行なう格付け(農林物資の製造業者が同項又は第十五条第一項の規定に基

づき行なう格付けの表示を含む)が適當でないとき、当該登録格付機関又は製造業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付けの表示の除去若しくはまつ消を命ずることができる。

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の三 農林大臣は、日本農林規格が制定されている農林物資(日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるものうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあつた後すみやかに、その品質に関する表示について、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 農林大臣は、日本農林規格の制定されている農林物資について、前項の規定により品質に関する表示の基準を定める場合には、当該日本農林規格において定める品質に関する表示の基準に準拠しなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第七条第四項並びに第十三条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、第十三条第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について準用する。

(表示に関する指示等)

第十九条の四 農林大臣は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

2 農林大臣は、前項の指示に従わない製造業者

又は販売業者があるときは、その旨を公表することができ。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(報告及び立入検査)

第二十条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、都道府県若しくは登録格付機関に対し、格付けに関する業務に必要の報告を求め、又はその職員に、登録格付機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行ない、若しくは格付けの表示を附する製造業者若しくは第十九条の三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者に対し、その格付け(格付けの表示を含む。以下この項において同じ。若しくは品質に関する表示に必要の報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付け若しくは品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林大臣に対する申出)

第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付けの表示を附された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 農林物資の品質に関する表示が適正でない

ため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。

2 農林大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の二から第十九条の四までに規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第二十三条の二を削る。

第二十三条の見出し中「食品衛生法」を「食品衛生法等」に改め、同条中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)」の下に「又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)」を加え、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第十八条第一項」を「第十八条第一項又は第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十三条」を「第十一条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 第十五条第二項又は第三項の規定に違反した者

第二十四条の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十四条」を「第十二条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 第十四条第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないうで、製造業者に格付けに関する業務を行なわせ、又は格付けの表示を附させたとき。

第二十四条の三を次のように改める。

第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

二 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条の四中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十七条第六項」を「第十六条第六項」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第十九条の二の規定による格付けの表示の除去又はまづ消の命令に違反したとき。

四 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正前の農林物資規格法(以下「旧法」という。第八條第一項の規定により制定されている日本農林規格は、改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「新法」という。第七條第一項の規定により制定された日本農林規格とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十六條第一項の規定により附した規格証票は、新法第十九條又は第二十一条の規定の適用に関しては、格付けの表示とみなす。

4 この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、都道府県は、新法第十四條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に条例で定められている格付けの方法に従い、農林物資について日本農林規格による格付けを行ない、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附することができる。

5 前項の規定により格付けを行なう都道府県については、新法第十八條第二項の規定の適用につ

いては、同項中「第十四條第一項」とあるのは、「農林物資規格法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)附則第四項」とする。

6 この法律の施行の際現に旧法第十七條第二項の規定により農林大臣の登録を受けている法人は、新法第十六條第二項の規定により農林大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。

7 前項の規定により登録格付機関とみなされた法人については、登録の取消し及び日本農林規格により行なう格付けの停止の命令については、新法第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

8 前六項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法又は新法に基づく命令の相当規定によつてしたものみなす。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林省設置法の一部改正)

10 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「農林物資」の下に「及び表示の基準(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十九條の三第一項に規定する品質に関する表示の基準をいう。の定められた農林物資」を加え、「及び登録格付機関」を「並びに登録格付機関(同法第十四條第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう同項の製造業者を含む。)」に改める。

第三十四条第一項の表中農林物資規格調査会の項を次のように改める。

農林物資規格調査会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律によりその権限に属させた事項を行なうこと。

(工業標準化法の一部改正)

11 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「食料品その他農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）による農林物資」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）による農林物資」に改める。

(農産物検査法の一部改正)

12 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「農林物資規格法」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改める。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、農地法の一部を改正する法律案
- 一、農業協同組合法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の
一部を次のように改正する。

目次中「第五節 国からの売渡（第三十六条―第四十三条）」を「第五節 国からの売渡（第三十六条―第四十三条）第六節 和解の仲介（第四十三条）」を

条(第四十三條)の二(第四十三條の六)に、「未墾地等の買収及び
売渡」を「未墾地等」に、「第二節 売渡(第六十

一条第七十五条)を第二節第三節
壳渡等(第六十一
草地利用権(第七

条（第七十五条）
十五條の二（第七十五條の十）」に、「第九十四條」
を「第九十五條」に改める。

第一条中「その権利を保護し、その他土地の農業上の利用関係」を「及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係」に改める。

第二条第三項中「自作採草放牧地」とは、耕作

又は養畜の事業を行う者が所有權に基いてその事業し供している採草放牧地をい、」を削り、同条第七項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改め、同項第四号から第六号までを削る。

二 その法人の組合員又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること。

イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同様とする。）を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権

利をその法人に移転した者のうち、その移転後省令で定める一定期間内に構成員となつてゐる個人以外を除く。又はその一般承継人（省令で定めるものに限る。）

ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人

ハその法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し次条第一項又は第七十三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対する許可が

あり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ その法人の事業に常時従事する者（前項

に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなる

三 前号イ、ロ又はハに掲げる者であつてそのを含む。以下「常時従事者」という。）

法人の常時従事者たる構成員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）であるものが、農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、有限会

社にあつては取締役の數の過半を占めること。

第三条第一項中「使用貸借による権利若しくは

質借權については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令で定める場合）を除く」には「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号中「設定され」の下に「

又は第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて草地利用権が設定され」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第七十五条の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

第三條第一項第七号中「遺産の分割により」を「遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十八條第二項（同法第七百四十九條

「設定され、又は移転され」に改め、同項第九号を「及第七百七十一條で準用する場合を含む」の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八條の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつて」に、「取得され」を

九 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が古都における歴下單に「指定都市」といふ。同項第八号の次に次の一号を加える。

史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

をただし、民法第二百六十九条ノ二第二項の抽上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法

合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなるとき、農地保有合理化促進事業（農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農

地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適當な土地を買い入れ、又は借り受けて、これらの土地（開発し

をした場合に於ては、開発後の農地）を売り渡
し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様
とする。）を行なう営利を目的としない法人で政令
で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の害

に」に、「及び第三号から第五号まで」を、「第四号、第五号及び第八号」に、「政令」を「政令」に改め、同項第一号中「農業生産法人」の下に「（以下この号で「小作農等」という。）を、「場合

の下に（その小作農等がその小作農等以外の者に対する所有権を移転することにつきその許可の申請前六箇月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地

でその同意した旨が書面において明らかにであるものについてその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制執行、競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売又は国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）による滞納

処分（その例による滞納処分を含む）、以下「国税滞納処分等」という）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその強制執行、競売又は国税滞納処分等により

その小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く。）を加え、同項第二号中「及びその世帯員がその農地又は採草放牧地を」又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべて」に、「行わ

ない」と認められる」を「一行なう」と認められぬ」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第十六号まで」に改める。

第九条第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は小作採草放牧地」を削る。

第十条第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に改める。

第十四条第一項中「及び採草放牧地」を削る。

第十五条の見出し中「旧自作農創設特別措置法により」を「国が」に改める。

第十五条の二第二項中「常時従事者たる」を削る。

第十八条第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第十九条中「期間の定め」を「期間の定め」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、水田農作を目的とする貸貸借でその期間が一年未満であるもの及び第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号で同様とする。)に係る貸貸借については、この限りでない。

第二十条第一項中「(申入)」を「(申入れ)」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は貸貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合(その貸貸借がその信託財産に係る信託の引受け前からの既存に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて貸貸借の終了する日、貸貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその貸貸借の

期間の満了する日)がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基いて行なわれる場合又は民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

三 貸貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある貸貸借(解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く)又は水田農作を目的とする貸貸借につき行なわれる場合

四 第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権に係る貸貸借の解除が、第七十五条の九の規定により都道府県知事の承認を受けて行なわれる場合

第二十条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「かつ」を削り、「採草放牧地を主としてその労働力により」を「採草放牧地のすべてを」に改め、「行なうことができる」との下に「認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事する」とを加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「(申入)」を「(申入れ)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 農地又は採草放牧地の貸貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は貸貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならぬ。

第二十一条を次のように改める。

(小作料の定額金納)

第二十一条 小作料を定める契約では、小作料と

して定額の金銭以外のものを支払い、又は受領する旨の定めをしてはならない。

2 前項の規定に違反する定めは、その効力を生じない。

第二十二條を削り、第二十三條第一項中「若しくは受領し、又は第二十一条第一項の規定により農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは」を「又は」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(小作料の増額又は減額の請求権)

第二十三條 小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向つて小作料の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

2 小作料の増額について当事者間に協議がとれないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の増額を支払ふことをもつて足りる。

ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払つた額に不足があるときは、その不足額に年十パーセントの割合による支払期後の利息を附してこれを支払ふなければならない。

3 小作料の減額について当事者間に協議がとれないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の減額を支払ふ請求することができ、ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額をこえるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時から利息を附してこれを返還しなければならない。

第二十四条の見出しを削り、同条中「小作料の額が」の下に「不可抗力により」を加え、「こえるとき」を「こえることとなつたとき」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(小作料の標準額)

第二十四條の二 農業委員会は、その区域内の農地につき、その自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとに小作料の額の標準となるべき額(以下「小作料の標準額」という。)を定めることができる。

2 農業委員会は、小作料の標準額を定めるに当たつては、前項の区分ごとにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参照し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。

3 農業委員会は、小作料の標準額を定めたときは、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。

(小作料の減額の勧告)

第二十四條の三 農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、省令で定めるところにより、当事者に対し、その小作料を減額すべき旨を勧告することができる。

第二十五条の見出し中「文書化」の下に「及び通知」を加え、同条中「明らかにするとともに、その写を農業委員会に提出し」を「明らかにし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農地又は採草放牧地の貸貸借契約の当事者は、その契約を締結したときは、省令で定めるところにより、その存続期間、小作料の額及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならぬ。これらの事項を変更したときもまた同様とする。

第三十三條第一項中「(明治三十一年法律第十五号)」を削る。

第三十四條第一項中「(国稅徵收法(昭和三十一年法律第四十七号))による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。))」を「(國稅滞納処分等)」に、「滞納処分を行

は、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。

う」を「国税滞納処分を行なう」に改める。

第三十六條第一項中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行つて」を「行なつて」に、「行ない」を「行なう」に改め、同項第二号中「採草放牧地」を「農地又は採草放牧地（その土地が小作地又は小作採草放牧地である場合に於ては、現に共同利用されているものに限る。）」に改め、「農業協同組合」の下に「農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「第十四條第一項」の下に「第十五條第二項、第十五條の二第八項及び第十六條第二項で準用する場合を含む。」を加え、「以下」を「当該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のためあわせて所管換又は所屬替を受けたものを含む。以下」に改める。

第二章 次の一節を加える。

第六節 和解の仲介

（農業委員会による和解の仲介）

第四十三條の二 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適当であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をすることが出来る。

2 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。

（小作主事の意見聴取）

第四十三條の三 仲介委員は、第三條第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第二十二條第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行なう場合には、都道府県の小作主事の意見を聞かなければならない。

2 仲介委員は、和解の仲介に關して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。

（仲介委員の任務）

第四十三條の四 仲介委員は、紛争の事情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

（都道府県知事による和解の仲介）

第四十三條の五 都道府県知事は、第四十三條の二第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

3 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。

（政令への委任）

第四十三條の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に關し必要な事項は、政令で定める。

「第三章 未墾地等の買収及び売渡」を「第三章 未墾地等」に改め、「第二節 売渡」を「第二節 売渡等」に改める。

第七十四條の次に次の一条を加える。

第七十四條の二 国は、第六十一條に掲げる土地等を同条の規定により売り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池（これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。）又は道路等の用地であつて農林大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林大臣の指定する者に譲与することができる。

2 前項に規定する農林大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があつた場合において、譲与することと適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。

一 譲与の相手方の名称及び住所

二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所

三 その土地等の用途

四 譲与の期日

五 譲与の条件その他必要な事項

4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移転する。

第三章 次の一節を加える。

第三節 草地利用権

（草地利用権の設定に關する承認）

第七十五條の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうものの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培（その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放牧を含む。その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限り）を目的とする土地についての賃借権（以下「草地利用権」という。）を取得する必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事に承認を受ける。土地の所有者及びその土地に關し権利を有するその他の者（その土地の定着物物の所有者及びその定着物物に關し権利を有するその他の者を含む。以下「土地所有者等」という。）に対し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物物がある場合にはその権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物物の収去に關する協議を求めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることが出来る。

一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるところとならば、第四十四條第一項第一号に掲げる土地として同条の規定による買収を受けることができるものと認められるものであること。

二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

（裁定の申請）

第七十五條の三 前条第一項の協議がととのわらず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物物の収去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第七十五條の四 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指

地利用権に係る賃貸借の解除をすることができ
る。

(草地利用権の譲渡等の禁止)

第七十五条の十 第七十五条の二第一項又は第七
十五條の七第一項の承認を受けてする協議がと
とのつたことにより設定された草地利用権を有
する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその
草地利用権に係る土地を貸し付けることができ
ない。

第七十六条中「又は売渡」を、「売渡又は譲与」
に改める。

第七十八条第一項中「基く」を「基づく」に、
「又は第五十五条第三項」を「第五十五条第三
項に」、「買取した土地」を「買取し、又は第七
十四條の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地」
に改める。

第八十一条中「又は売渡」を、「売渡、譲与又
は裁定」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。

(違反転用に對する処分)

第八十三条の二 農林大臣又は都道府県知事は、
政令で定めるところにより、次の各号の一に該
当する者に対して、土地の農業上の利用の確保
及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特
に必要があると認めるときは、その必要の限度
において、第四條、第五條又は第七十三條の規
定によつてした許可を取り消し、その条件を変
更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事そ
の他の行為の停止を命じ、若しくは相當の期限
を定めて原状回復その他違反を是正するため必
要な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

一 第四條第一項、第五條第一項若しくは第七
十三條第一項の規定に違反した者又はその一
般承継人

二 第四條第一項、第五條第一項又は第七十三
條第一項の許可に附した条件に違反している
者

三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地

について工事その他の行為を請け負つた者又
はその工事その他の行為の下請人

四 詐欺その他の不正な手段により、第四條第一
項、第五條第一項又は第七十三條第一項の許
可を受けた者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定に
より処分をし、又は必要な措置をとるべきこと
を命じようとするときは、あらかじめ、その処
分又は措置を命ずべき者に弁明の機会を与えな
ければならない。

第八十四条の見出し中「又は小作探草放牧地」
を削り、同条中「及び小作探草放牧地」を削る。

第八十五条第四項中「又は第七十二条第二項」
を「若しくは第七十二条第二項に」、「又は使用
令書の交付」を「若しくは使用令書の交付又は第
七十五條の三(第七十五條の七第二項で準用する
場合を含む)若しくは第七十五條の八第一項若し
くは第二項の規定による申請に対する裁定」に改
め、「対価」の下に「借賃」を加え、同条第七
項中「及び第二十一条第一項の規定による小作料
の最高額の決定」を削る。

第八十五条の三の見出し中「対価又は補償金」
を「対価等」に改め、同条第一項各号列記以外の
部分中「対価」の下に「借賃」を加え、同項に
次の一号を加える。

七 第七十五條の五第二項第四号(第七十五條
の七第二項で準用する場合を含む)に規定す
る借賃、第七十五條の五第三項第四号(第七
十五條の七第二項で準用する場合を含む)に
規定する補償金又は第七十五條の八第三項第
三号に規定する対価

第八十五条の三第三項を次のように改める。

2 前項第一号から第六号までに掲げる対価又は
補償金の額についての同項の訴えにおいては国
を、同項第七号に掲げる借賃又は補償金の額に
ついての同項の訴えにおいては第七十五條の三
(第七十五條の七第二項で準用する場合を含む)
の規定による申請をした者又はその申請に
係る土地所有者等であつた者を、同号に掲げる

対価の額についての前項の訴えにおいては第七
十五條の八第一項若しくは第二項の規定による
申請をした者又はその申請に係る裁定によつて
土地、権利若しくは定着物取得した者を、そ
れぞれ被告とする。

第九十条第一項中「但書」を「ただし書」に、
「この法律の適用」を「この法律(第二章第六節を
除く。以下この項で同様とする。)の適用」に改め
る。

第九十一条中「地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第二百五十二条の十九第一項」を
削る。

第九十二条中「第二十三条」を削る。

第九十三条中「左の」を「次の」に改め、同条
第一号中「第四十九条」を「第二十二條又は第四
十九條」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第八十三条の二第一項の規定による農林大
臣又は都道府県知事の命令に違反した者
本則に次の一条を加える。

第九十五条 第二十五条第二項の規定による通知
をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以
下の過料に処する。

別表を次のように改める。

別表

都道府県名	小作地の面積
北海道	四〇ヘクタール
青森県	一五ヘクタール
岩手県	一一ヘクタール
宮城県	一四ヘクタール
秋田県	一四ヘクタール
山形県	一三ヘクタール
福島県	一一ヘクタール
茨城県	一一ヘクタール
栃木県	一二ヘクタール
群馬県	〇九ヘクタール
埼玉県	〇九ヘクタール
千葉県	一一ヘクタール
東京都	〇七ヘクタール

神奈川 〇七ヘクタール

新潟 〇一ヘクタール

富山 〇一ヘクタール

石川 〇八ヘクタール

福井 〇九ヘクタール

山梨 〇七ヘクタール

長野 〇八ヘクタール

岐阜 〇七ヘクタール

静岡 〇七ヘクタール

愛知 〇七ヘクタール

三重 〇七ヘクタール

滋賀 〇六ヘクタール

京都 〇六ヘクタール

大阪 〇六ヘクタール

兵庫 〇六ヘクタール

奈良 〇六ヘクタール

和歌山 〇八ヘクタール

鳥取 〇七ヘクタール

島根 〇七ヘクタール

岡山 〇七ヘクタール

広島 〇五ヘクタール

山口 〇七ヘクタール

徳島 〇六ヘクタール

香川 〇六ヘクタール

愛媛 〇七ヘクタール

高知 〇七ヘクタール

福岡 〇八ヘクタール

佐賀 〇九ヘクタール

長崎 〇七ヘクタール

熊本 〇一〇ヘクタール

大分 〇六ヘクタール

宮崎 〇九ヘクタール

鹿児島 〇七ヘクタール

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこ
えない範囲において政令で定める日から施行す
る。

(経過措置)

- 2 この法律の施行前に改正前の農地法(以下「旧法」という。)第三条第一項若しくは第五条第一項又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の農地法(以下「新法」という。)第三条第一項若しくは第五条第一項又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法第八条第一項の規定による公示があつた小作地又は小作採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前に旧法第十四条第二項又は第十五条第二項で準用する旧法第十一条第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示があつた土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前に旧法第十五条の二第三項の規定による公示があつた農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 6 前三項の規定により従前の例によつて国が買収した土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利は、新法第二章第五節並びに第七十八条及び第八十条の規定の適用については、新法第九條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第十五條の二第二項若しくは第二項の規定により国が買収したものとみなす。
- 7 この法律の施行前に成立した合意に基づいてする合意による解約及び十年以上の期間の定めがある賃貸借でこの法律の施行の日において残存期間が十年未満であるもののその残存期間の満了前にする更新をしない旨の通知については、新法第二十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行の際現に設定されている地上

- 権、永小作権又は賃借権(その賃借権に係る賃貸借が更新された場合におけるその更新後のものを含む。)であつてその設定の相手方が個人であるものに係る小作料については、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日までは、新法第二十一条から第二十四条の三まで及び第八十五条第七項の規定は適用せず、旧法第二十一条から第二十四条まで及び第八十五条第七項の規定はなおその効力を有する。
- 9 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十一条第一項の基準については、農林大臣は、毎年経済事情等を勘案して検討を加えるものとし、その検討の結果必要があるときは、その基準の変更を行なうものとする。
- 10 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第七項の規定により従前の例によることとされるもの及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (他の法律の一部改正)
- 11 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第百十條の見出し中「旧自作農創設特別措置法等」を「農地法」に改める。
第百十條の二の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「行おう」を「行なう」に改め、同項第一号中「行おう」を「行なう」に改め、同項第二号中「(同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。)」を「(耕作又は養畜の事業を行なう者が所有権に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。)」に改める。
- 12 農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律
農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二

- 号)の一部を次のように改正する。
第十條第七項中「又は」及び「農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理を」とを削り、「内國為替取引を」「内國為替取引を」とし、又は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関の業務の代理に改め、同条第五項中「第一項第二号若しくは第八号又は第二項」を「第一項第一号、第二号若しくは第八号、第二項、第三項又は第五項」に、「前項但書の規定の適用については、第一項第二号」を「第六項ただし書の規定の適用については、第一項第一号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第二号」に、「同項第八号」を「同項第八号又は第五項」に、「第二項の事業にあつては」を「第二項又は第三項の事業にあつては」に、「当該信託」を「当該委託を受け又は当該信託」に改め、同条第四項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、「但し」を「ただし」に、「超えて」を「こえて」に改め、同項の次に次の一項を加える。
組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、地方公共団体又は銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け(地方公共団体に係るものにあつては、政令で定めるものに限る。)をすることが出来る。
第十條第三項の次に次の一項を加える。
組合員に出資をさせる組合は、第一項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行なう転用相当農地等(組合の所有に係る農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更(その変更に係る土地の売渡しを含む。)の事業並びに組合員からの転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。)の事業をあわせ行

- なうことができる。
第十條第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条第一項第五号中「改良若しくは管理」の下に「、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換」を加え、同項の次に次の一項を加える。
組合員に出資をさせる農業協同組合は、前項に規定する事業のほか、組合員の委託を受けて行なう農業の経営の事業をあわせ行なうことができる。
第十條の六第一項及び第十條の七から第十條の十一までの規定中「第十條第二項」を「第十條第三項」に改める。
第十六條第一項の次に次の一項を加える。
農業協同組合連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が農業協同組合である場合にあつては当該農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数、当該組合員が農業協同組合連合会である場合にあつては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員(准組合員を除く。)の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。
第三十條第五項中「一人」の下に「(第十六條第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える農業協同組合連合会にあつては、選挙権一個)」を加える。
第三十九條第一項中「貸借対照表」の下に「、損益計算書」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。
第四十四條第一項第七号中「貸借対照表」の下に「、損益計算書」を加える。
第四十八條第三項中「少くとも百人以上」を「その選挙の時における組合員(准組合員を除く。)の総数の五分の一(その総数が二千五百人をこえる組合にあつては、五百人)以上」に改め、同条第六項中「總會に関する規定」の下に「第十六條

第二項、第六十四條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項の規定を除く。を「加え、第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に、同條第四項を「同條第五項」に改め、同條第七項中「役員の選挙又は選任及び」及び「並びに定款の変更、解散及び合併の決議」を削り、同條の次に次の一条を加える。

第四十八條の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合員（准組合員を除く。）の投票に付さなければならぬ。

前項の規定による投票には、第十六條第一項及び第二項並びに第三十條第四項から第八項までの規定を準用する。この場合において、第三十條第六項中「選挙管理者」とあるのは「組合員投票管理者」と、同條第七項中「選挙管理者は選挙録」とあるのは「組合員投票管理者は組合員投票録」と読み替へるものとする。

第五十八條第六項中「以て」を「もつて」に、「行う」を「行なう」に、「第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に改め、同條第七項中「第三項乃至第五項」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十四條第四項中「第一項の事由に因る外」を「第一項及び前項の事由によるほか」に、「因つて」を「よつて」に改め、同條第五項中「行う」を「行なう」に、「前項の事由に因る外」を「前二項の事由によるほか」に、「取消」を「取消し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

第一項の事由によるほか、組合は、総代会において解散の議決があり、かつ、これにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票した第四十八條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成があつたことによつて解散する。この場合には、前二項の規定を準用する。

第六十五條第一項中「議決し」を「議決するか、又は総代会において合併を議決し、かつ、こ

れにつき総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が投票する第四十八條の二第一項の規定による投票においてその投票数の三分の二以上の多数による賛成を得」に改める。

第六十九條第二項中「行う」を「行なう」に、「第六十四條第五項」を「第六十四條第六項」に改める。

第七十二條の九中「農事組合法人」とあるのは「下農業経営農事組合法人」とし、これを「五分の一」を「二分の一」に改める。

第七十二條の十に次の二項を加える。

前項の規定の適用については、農業経営農事組合法人の組合員が農民でなくなり又は死亡した場合におけるその農民でなくなつた者又はその死亡した者の相続人であつて農民でないものは、その農業経営農事組合法人との関係においては、農民とみなす。

農業経営農事組合法人の組合員のうち前項の規定により農民とみなされる者の数は、総組合員の数の三分の一をこえてはならない。

第七十二條の十三第一項第三号中「貸借対照表」の下に「損益計算書」を加える。

第七十三條の十四中「各一個」を「各一個」に改め、「全国中央会の正会員は、」の下に「各一個の」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同條に次の一項を加える。

中央会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従ひ、定款の定めるところにより、その正会員（全国中央会にあつては、同項ただし書に規定する者であるものを除く。）に對して、当該正会員が農業協同組合である場合に於ては当該農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該正会員が農業協同組合連合会である場合に於ては当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する農業協同組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該農業協同組合の当該農業協同組合連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権（第七十三條の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の正会員及び全国中

央会の正会員にあつては、代議員の選挙権）を与えることができる。

第七十三條の二十二第七項中「第三十條第四項乃至第八項」を「第三十條第四項から第八項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十條第五項中「第十六條第二項」とあるのは「第七十三條の十四第二項」と、「農業協同組合連合会」とあるのは「都道府県中央会」と読み替へるものとする。

第七十三條の二十三第三項中「正会員の数」の下に「（第七十三條の十四第二項の規定により正会員に對して二個以上の選挙権を与える場合に於ては、正会員の有する選挙権の数）を加える。

第七十三條の二十五第三項中「第十六條第二項乃至第五項」を「第十六條第三項から第六項まで」に、「第十六條第二項後段」を「第十六條第三項後段」に改め、「都道府県中央会の会長」の下に「副会長若しくは理事」を加え、「同條第四項」を「同條第五項」に改める。

第九十六條に次の一項を加える。

第九十八條の二第二項の規定による投票については、前項の規定を準用する。

第一百一條第十二号中「第六十四條第四項」を「第六十四條第五項」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- この法律の施行の際現に設けられている總代会については、この法律の施行の際現に在任する總代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百一十九號）の一部を次のように改正する。
- 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九號）の一部を次のように改正する。

「第十條第三項」に改める。

三月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願（第八四九號）（第一〇一八號）（第一〇一九號）

第八四九號 昭和四十五年三月九日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願 請願者 和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌山県果実農業協同組合連合会 会長 森口仙太郎外二千四百五十名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第四九二號と同じである。

第一〇一八號 昭和四十五年三月十一日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願 請願者 静岡県清水市小河内三、一二五ノ一 山本勇外九百二十八名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第四九二號と同じである。

第一〇一九號 昭和四十五年三月十一日受理

果実及びその加工品の輸入自由化阻止に関する請願 請願者 徳島県板野郡松茂町 田中嘉次郎 外九百五十三名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第四九二號と同じである。

第三号中正誤

ベシ 段行 誤 正
六三 五 導水置 導水路

昭和四十五年四月六日印刷

昭和四十五年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局